

ニセコ町自治創生総合戦略

平成 28 年 3 月

北海道ニセコ町

目次

第1部 「ニセコ町自治創生総合戦略」の位置づけ	1
I. 法律上の位置づけ	1
II. 町のこれまでの歩みとの関係 – 町民が環境を生かすまち –	3
第2部 人口ビジョン	12
I. 人口ビジョンの位置づけ	12
II. 人口分析の方法	13
III. 人口分析の結果	14
IV. 人口分析の結果のまとめ	53
第3部 自治創生総合戦略	55
I. 人口ビジョンにより見出した目指すべき将来の方向	55
II. 自治創生の推進	60
III. 基本目標と具体的施策	63
基本目標1：ニセコ町の地域資源を生かし、多様な働き方を実現できる環境づくり	64
基本目標2：ニセコ町の交流人口の拡大と定住環境づくり	69
基本目標3：ニセコ町への誇りや愛着を持つ人材の育成	74
基本目標4：ニセコ町とニセコエリアのブランド力を生かした連携強化	77
別添資料	79

第1部 「ニセコ町自治創生総合戦略」の位置づけ

I. 法律上の位置づけ

（1）全国の人口動態

我が国は、2008（平成20）年の12,808万人をピークとして人口減少局面に入っている。今後、2050年には9,700万人程度となり、2100年には5,000万人を割り込む水準にまで減少するとの推計がある。

加えて、地方と東京圏の経済格差拡大などが、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いている。地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市部に流出することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっている。

（2）北海道の人口動態

北海道においても人口減少が進んでいる。北海道では、戦後から1950年代にかけて転入増などの効果により、全国と比較しても高い人口増加率を保ち、1990年代後半では人口増加が続いたが、1997（平成9）年に約570万人に達して以降、減少に転じ、現在も全国を上回るスピードで人口減少が続いている。なお、2015（平成27）年国勢調査速報によれば、北海道の人口は約538万人に減少している。

一方で、道内人口に占める札幌市への人口集中が加速している。札幌市への人口集中割合は、1970（昭和45）年には約5分の1だったが、1980（昭和55）年に4分の1になり、2010（平成22）年には約3分の1以上となっている。

（3）人口減少が地域に与える影響

人口減少は、地域経済に、消費市場の規模縮小だけではなく、深刻な人手不足を生み出しており、事業の縮小を迫られるような状況も広範に生じつつある。こうした地域経済の縮小は、住民の経済力の低下につながり、地域社会の様々な基盤の維持を困難とするおそれがある。経済の好循環が地方において実現しなければ、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」悪循環が生じるおそれがある。

また、現時点において、多くの転入者によって人口が増加している地域であっても、全国的な人口減少が進んでいく中では、将来にわたりそのまま人口増加が続いていく保証はない。仮に人口減少を一定程度抑制できたとしても、老人人口（65歳以上）が増加

していくなど、いずれにせよ不可避な影響も考えられる。このため、地域全体が当事者意識を持って人口減少問題を考える必要がある。

（4）まち・ひと・しごと創生法上の位置づけ

我が国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっている。

こうした背景を踏まえ、平成26年11月、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「創生法」という。）が制定された。

創生法は、以下に示す「まち・ひと・しごと創生」の一体的な推進を図るものである。

＜まち・ひと・しごと創生＞

1. 【まちの創生】：国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成する
2. 【ひとの創生】：地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図る
3. 【しごとの創生】：地域における魅力ある多様な就業の機会を創出する

「ニセコ町自治創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）は、創生法第10条の規定に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として、ニセコ町の区域の実情に応じた「まち・ひと・しごと創生」に関する施策についての基本的な計画を定めるものである。

なお、人口減少問題は、ニセコ町単独の努力だけで全て解決できるものとは限らない。国、北海道、周辺市町村などとの適切な役割分担の下、地域の実情に応じてニセコ町が自主的に実施すべき施策を、総合戦略に位置づけて取り組むものとする。

（5）対象期間

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）を踏まえ、2015（平成27）年度～2019（平成31）年度の5年間に重点的に実施する施策を位置づける。

ただし、総合戦略の数値目標の一部において、対象期間以降の時点における数値目標を設定している場合がある。これは、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として町民にもたらされた便益（アウトカム）として活用する各種統計などの調査・更新時期が、総合戦略の対象期間と一致しない場合があるためである。

II. 町のこれまでの歩みとの関係 – 町民が環境を生かすまち –

（1）「環境創造都市ニセコ」の地域経済戦略

総合戦略は、日本全体や北海道全体で人口減少が進んでいく中においても、将来にわたり、町外の資金や人材を町内に取り入れるとともに、町外への流出を減らして町内循環を高めることを目指す、ニセコ町全体にとってのまちづくりの戦略である。

ニセコ町の地域資源は、豊かな自然環境を基礎としながら、お互いに関わり合い、循環して「ニセコ町らしさ」を創り出している。

ニセコ町は、豊かな自然環境を保全する仕組みとして、環境基本条例、環境基本計画、景観条例、水道水源保護条例、地下水保全条例、準都市計画などを整備してきた。また、第5次ニセコ町総合計画（平成24年3月）では、「環境創造都市ニセコ」を基本理念に掲げている。

さらに、平成26年3月には、持続可能な低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、国から「環境モデル都市」に認定された。平成27年3月には、「環境モデル都市アクションプラン」として、地域資源を最大限に活用し、低炭素化と持続的発展を両立する地域モデルの実現を先導していくための取組を取りまとめ、温室効果ガスの削減を積極的に進めている。

これらの仕組みは、まちづくりの基本的な考え方としてニセコ町の根底に流れており、「環境創造都市ニセコ」の基本理念や魅力に共感した観光業などの質の高い投資や移住者・観光客などを呼び込んでいると考えられる。

総合戦略は、「環境創造都市ニセコ」が、豊かな自然環境をはじめとした地域資源を守るとともに最大限に生かしながら地域経済を豊かにし、資金や人材を呼び込むための地域経済戦略とする。

ニセコ町の地域経済循環について、地域経済分析システム（以下「RESAS」（リーサス）という。）を活用して分析した。地域経済循環図は、域外からどの程度の需要を取り込み、取り込んだもののうちどの程度を域外に漏らさず域内で循環させているのかを定量的に把握することができる。現在のRESASは、概況を定性的に把握できる程度の精度を持つ。

2010（平成22）年データの分析結果によれば、ニセコ町は、町外からの民間投資が多く得られている強みがある一方、民間消費や調達を町外に頼っているという課題が読み取れる。例えば、電力の購入に伴って町外に流出している金額について、北海道電力からニセコ町へ供給された電力量（平成25年度実績：37.373MWh）に対して、電力料金を平均20円/kWhと仮定して試算したところによれば、7億4,746万円もの資金が、

町外に流出したことになる。

また、町外との収支が収入超過になっている産業は農林水産業のみである。このことは、サービス業や卸売・小売業については町外との収支が支出超過になっている産業であり、町の基盤産業の一つである観光業においても町外への支出が超過していることを示している。

これらの分析結果を踏まえると、総合戦略の推進にあたっては、（域外からの資源を生かすよりも）地域資源を生かし、民間消費や調達を町内で受け止める体制を強化する視点が、特に重要なとなる。具体的には、地域資源を生かした産業（農林水産業、観光業、再生可能エネルギー産業など）を強化して町外の需要を取り込む、町外消費（町外での買い物、通信販売（ネットショッピング）、化石燃料の購入など）を見直して町内消費を増やす方法がないかを考える、価格優先による町外からの調達を見直して地元調達を強化するなどが考えられる。

なお、分析結果については、地域経済は開放的であり、本来、ニセコ町単位よりも広域的な地域経済についても捉えるべき点にも留意しつつ、今後、関係機関と連携して、町の実態に即した分析結果であるか、分析結果に誤りが含まれていないかなどの観点から、さらなる精査を進めていく必要がある。

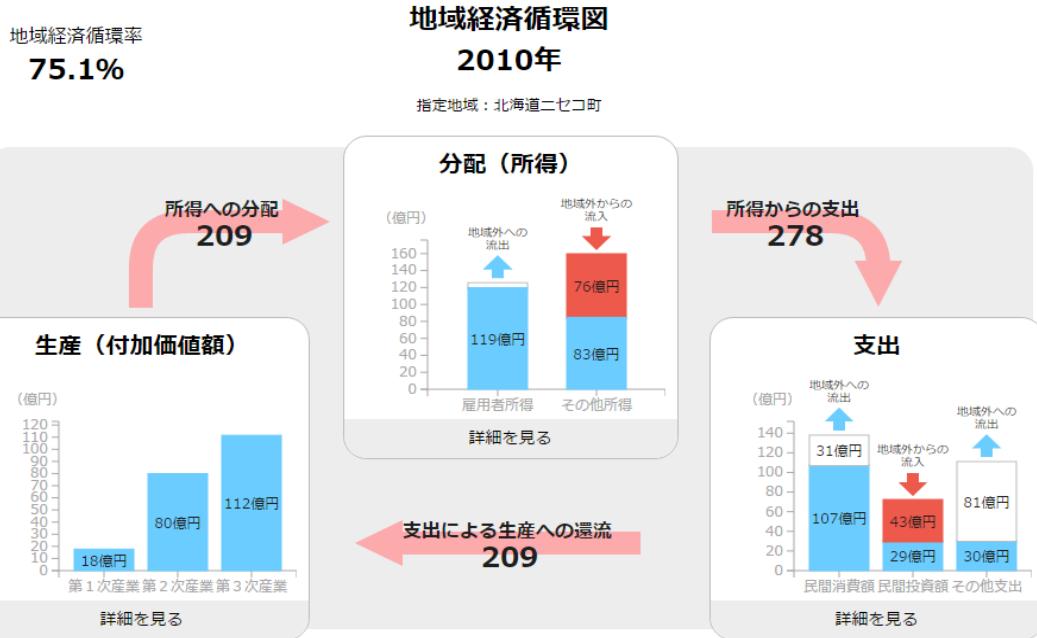


図 1-1 ニセコ町の地域経済循環図（2010（平成 22）年） [RESAS]

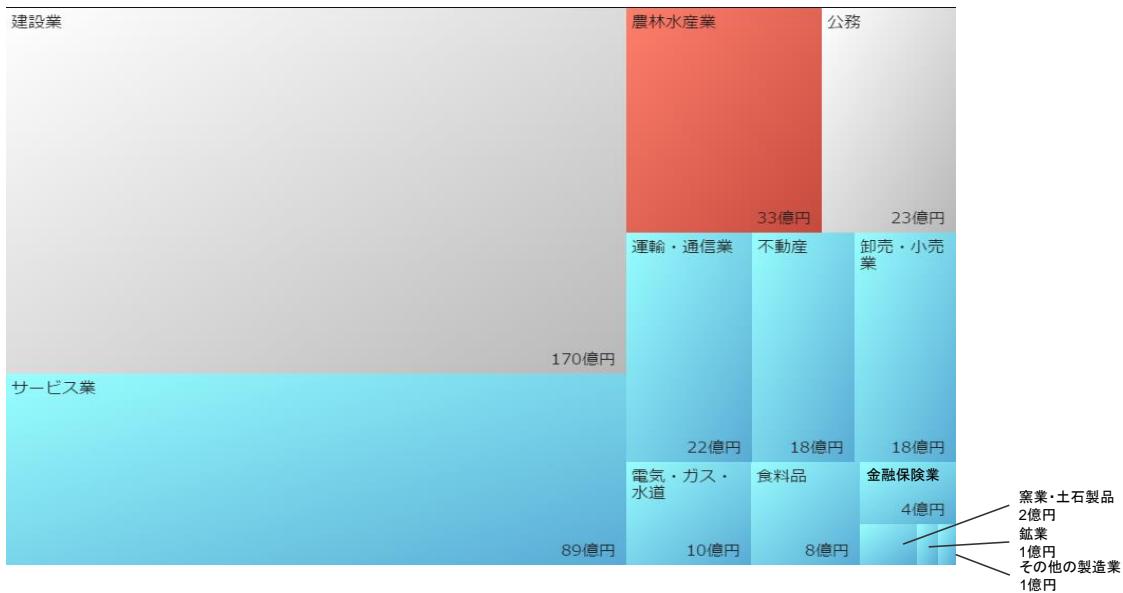


図 1-2 ニセコ町の町外との取引状況（2010（平成 22）年） [RESAS]

※金額は総生産額

※赤：町外から収入を得ている産業、青：町外へ支出している産業

<ニセコ町の地域経済循環の特徴>

【生産（付加価値額）】（町内企業の経済活動を通じて生まれた付加価値）

- ・第3次産業（サービス業や卸売・小売業など）の付加価値額が最も大きい

【分配（所得）】（町民や企業などの所得）

<雇用者所得>（賃金・給料）

- ・町外への流出が超過している（＝町外に住んでいる町内従業者の雇用者所得として流出している）

<その他所得>（財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金など）

- ・その他所得の約半分が、町外から流入している

【支出】（町民の消費や町内企業の投資）

<民間消費>

- ・民間消費額の約2割が、町外に流出している（＝町外での消費が多い）

<民間投資>

- ・民間投資額の約6割が、町外からの投資（＝町外からの民間投資が多い）

<その他支出>（役場支出、地域内産業の移輸出入収支額など）

- ・その他支出の約7割が、町外に流出している（＝町外からの調達が多い）

【町外との取引状況】

- ・町外との収支が収入超過となっている業種は、農林水産業のみ

- ・サービス業や卸売・小売業も、町外との収支が支出超過となっている産業の一つ

(2) 「まちづくり基本条例」との関係

地方版総合戦略が、自治体にとっての地域経済戦略であることを踏まえると、行政だけではなく、各自治体のあらゆる関係者が総合戦略の推進主体になり得る。国の地方創生は、これまでの人口増加を前提としたまちづくりではなく、人口減少社会における新たなまちづくりの在り方を見直す意識改革とも捉えられる。「お任せ民主主義」や「やりっぱなしの行政、頼りっぱなしの民業、全然関心なしの市民」（出所：「地方は活性化するか否か」（こばやしたけし著、株式会社学研プラス、2015（平成27）年））ではなく、主権者たる町民一人ひとりが、まちづくりを自分事として考え、地域の関係者それぞれが、地域のために何ができるかという意識を持ってまちづくりに参加することが、今改めて求められている。

二セコ町は、創生法以前から、「情報共有」と「住民参加」に取り組み、「まちづくり基本条例」に基づき、町民一人ひとりが自ら考え、行動する「自治」を基本としたまちづくりを進めてきた。有島武郎が遺した住民自治の原点となる「相互扶助」の精神が、二セコ町のまちづくりに脈々と受け継がれ、町の地域力の素地として根付いている。

全国的な人口減少が進んでいるにも関わらず、二セコ町の人口は、1980（昭和 55）年に下げ止まり、それ以降は、概して一貫して増加傾向を維持している。1922（大正 11）年の有島農場の無償解放や、1964（昭和 39）年の狩太町から二セコ町への改名にも象徴されるような、農業に加えて観光を中心としたまちづくりに長きにわたり取り組んできた歴史や成果を総合して、いわば「ニセコブランド」が形成されていることも相まって、町民一人ひとりが自ら考え、行動することにより「日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまち」を目指してきたことが、町全体で、定住環境の質や安心感などの基盤の向上につながり、二セコ町のまちづくりに共感した移住者などを呼び込んでいるという側面もあると捉えることもできる。

人口減少問題の克服に向けた「まち・ひと・しごと創生」に向けても、二セコ町はニセコ町らしく、町民主体による「自治創生」に取り組むものとする。

実際、この総合戦略は、まちづくり町民講座などの町民との意見交換の場を介して、自治創生についての町民意見を丁寧に聴取・反映して取りまとめたものである。

なお、これら以外に、町の自治創生以外の審議会、民間団体や関係機関などとの意見交換会などについても行い、自治創生についての意見を丁寧に聴取・反映した。

表 1-1 町民との意見交換の場（2015（平成 27）年度実績）

項目	内容	町民参加
ニセコ町自治創生 協議会	・公募により選定した町民委員が協 議会に参画	計 4 回 町民委員 5 名が参画
まちづくり町民講座	・役場担当による説明 ・町民との意見交換・ワークショップ	計 5 回 延べ 275 名が参加
まちづくり懇談会	・各地区の集会所などに訪問しての 意見交換	計 12 回 延べ 188 名が参加
まちづくりトーク	・有志町民を訪問しての意見交換 ※有志町民が主体的な活動を継続	計 1 回 14 名が参加
幼児センター P T A 役員との意見交換会	・子育て世代から見た結婚・出産・ 子育てなどについての意見交換	計 1 回 15 名が参加
自治創生女子会	・女性の目線をより積極的にまちづく りに生かすための意見交換	計 1 回 20 名が参加
所管事務調査／ 政策案件等説明会	・町民の代表から構成されるニセコ町 議会議員との意見交換	計 5 回 全議員が出席
ニセコ中学校 生徒との意見交換	・2 年生の「総合的な学習の時間」 を活用した意見交換	計 3 回 在籍数 52 名
北海道ニセコ高等学校 生徒との意見交換	・3 年生有志が RESAS を活用した 政策提案を「地方創生☆政策アイ デアコンテスト 2015」に応募	生徒 2 名が参加
自治創生町民アンケー ト	・仕事、結婚・出産・子育て、転入・ 転出、住みやすさなどの状況・意向 をアンケートにより収集	アンケート対象は 15～ 49 歳男女の町民 有効回収件数 440 件 (回収率 22.5%)
骨子（案）の縦覧 (意見募集)	・人口ビジョン及び総合戦略の骨子 に対する意見募集	町民 6 名が計 68 件の 意見を提出
本文（案）の縦覧 (意見募集)	・総合戦略本文に対する意見募集	意見提出は無し

（3）「ニセコ町総合計画」との関係

① 位置づける施策

「ニセコ町総合計画」（以下「総合計画」という。）は、まちづくり基本条例第37条（計画の策定等における原則）の規定に基づき、総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画として、ニセコ町のまちづくり全体のうち重点的に取り組むべき施策を体系的に位置づけている。

これに対して、総合戦略では、総合計画に位置づけた施策のうち、人口減少社会を迎えるにあたってのニセコ町の課題に対応して重点化すべき具体的施策を位置づける。

なお、総合戦略の推進を介して、現行の総合計画に位置づけられていない新たな施策を見出した場合は、総合戦略に位置づけるとともに、総合計画にも次回見直し時に位置づける。

② 第5次総合計画と自治創生の接点

第5次総合計画では、ニセコビジョン（基本構想）（＝基本理念「環境創造都市ニセコ」及び基本理念を支える5つの将来像）におけるまちづくりの方針に基づき、その実現に向けて戦略的、先導的に進めが必要な方向性とそのシナリオを体系的に示した、11の戦略ビジョン（基本計画）を掲げている。

これらの戦略ビジョンのうち、「戦略ビジョン11：住民みんながまちづくりを考え、活動します」は、住民自身により公共を担う町民の主体的な活動が始まる、新しい公共の担い手が生まれる、住民自治活動が行政と連携し、「住民みんながまちを考え、活動する」地域社会となっていくなど、創生法以前から、自治創生が求めている取組を先行的に捉えてきた。

自治創生は、「戦略ビジョン11：住民みんながまちづくりを考え、活動します」を、人口減少問題の克服に向けた「まち・ひと・しごと創生」の観点から絞り込んだ政策分野について、重点的に進めていくためのものとも捉えられる。2016（平成28）年3月の第5次総合計画の見直しでは、戦略ビジョン11に自治創生の観点が追加され、「国全体で人口減少が進んでいく中においても、自治創生の取組みを進めることにより、住民自治活動の担い手が育つ」旨が明示された。

なお、戦略ビジョン11の政策分野自体は、戦略ビジョン1～10の政策分野が横断的に対象になり得る。

＜第5次総合計画の戦略ビジョン＞

戦略ビジョン1：ニセコ町の自然環境と景観を守り、生活環境を向上させます

戦略ビジョン2：ニセコ町の地域資源を活かし、快適な生活基盤を整備します

- 戦略ビジョン3：資源やエネルギーを地域内で上手に使います
- 戦略ビジョン4：ニセコ町ならではの環境と調和した農業をつくります
- 戦略ビジョン5：商工業と農業、観光業の連携を進め、地域産業の活性化を目指します
- 戦略ビジョン6：環境や地域文化を生かした観光を進めます
- 戦略ビジョン7：町民がともに学びあい、支えあう文化を育てます
- 戦略ビジョン8：健康寿命を延ばして人生を楽しめます
- 戦略ビジョン9：顔が見える相互扶助の地域社会をつくります
- 戦略ビジョン10：災害に強く、安心して暮らせる地域をつくります
- 戦略ビジョン11：住民みんながまちづくりを考え、活動します

<戦略ビジョン11の概要とシナリオ>

(下線は2016(平成28)年3月の総合計画見直しによる自治創生関連の変更点)

戦略ビジョン11：住民みんながまちづくりを考え、活動します

【概要】

ニセコ町まちづくり基本条例に謳われている「町民一人ひとりが自ら考え、行動する」地域社会を目指して、情報共有と住民参加をより進め、さまざまな地域の課題を話し合う場・仕組みをつくります。国全体で人口減少が進んでいく中においても、自治創生の取り組みを進めることにより、住民自治活動の担い手が育ち、地域の課題を解決するソーシャルビジネスを生み出します。併せて住民自治活動と行政の連携を進めます。

【シナリオ】

「ニセコ町まちづくり基本条例」が定めている情報共有と住民参加をさらに進めていくために、さまざまな地域の課題や解決策を話し合う場・仕組みをつくり、その検討や実践の中から、住民自身により公共を担う町民の主体的な活動が始まります。その過程で、テーマごとの住民活動が連携し、新しい公共の担い手が生まれます。

このような町民の主体的な動きが活発になることで、我が国全体で人口減少が進んでいく中においてもまちづくりの担い手が町内外から確保され、ボランティアや営利活動とは異なる、地域の課題を解決するソーシャルビジネスが生まれます。これが定着していくことで、住民自治活動が行政と連携し、「住民みんながまちを考え、活動する」地域社会となっていきます。

地区においては、第5次総合計画の策定過程で検討を始めた「地区ビジョン」を地区住民自らの活動課題として捉え、地区ごとに将来像を描きながら、その実現に向かう活動を重ねることで、地域の「住民自治」が根付きます。

③ 評価指標

第5次総合計画では、刻々と変化する社会情勢に対応しつつ、町民とともに歩み発展するまちづくりを進めることができることから、地に足をつけたまちづくりを着実に進めるため、まちづくり基本条例に基づきながら、2つの成果指標（町民の意識調査に基づく評価指標）（評価値・重視度）を用いて、まちづくりの「見える化」を図っている。

＜第5次総合計画の成果指標＞

- ① 評価値：アンケート調査において、政策項目ごとの質問に対する満足度の度合いを100点満点で換算した評価の値
- ② 重視度：統計分析（重回帰分析）によって、満足度の値を重視している度合いに変換した値

これに対して、総合戦略では、人口減少社会を迎えるにあたってのニセコ町の課題に対応した、施策の効果を客観的に把握できる数値目標（統計情報など）を、評価指標に用いる。

これにより、人口減少社会を迎えるにあたってのニセコ町の課題に対応して重点化すべき施策については、総合戦略に基づく数値目標を達成することが、第5次総合計画に基づく取組の推進にもつながる。

第2部 人口ビジョン

I. 人口ビジョンの位置づけ

ニセコ町が人口減少問題に立ち向かう総合戦略を検討するにあたり、まず、我が国の人口減少に伴って、ニセコ町において将来どのような課題・影響が生じるかを、統計情報などの客観的データに基づいて分析・評価した。

創生法第 10 条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として総合戦略を策定するにあたり、ニセコ町における人口の現状と将来の展望として取りまとめたものが「人口ビジョン」である。

なお、総合戦略は、今後、総合戦略に基づく自治創生の取組を着実に成果につなげるため、総合戦略のフォローアップを行い、フォローアップ結果や状況変化などに応じて＜具体的施策＞などを見直すなど、“生きた総合戦略”として、柔軟に改訂することができる運用とする。

総合戦略のフォローアップを進める中で、より妥当な最新の客観的データなどが得られた場合は、それらに基づいて人口分析結果を検証した上で、人口ビジョンの将来人口推計について見直すこともできる。

ただし、人口ビジョンは、2060 年までの長期的な将来人口推計を描いていることから、人口ビジョンのうち将来人口推計の見直しにあたっては、長期的に取り組むことによって初めて効果が現れる息の長い施策が考えられることについても留意して、慎重に検討・判断する必要がある。

II. 人口分析の方法

人口分析の方法を以下に示す。

ニセコ町の人口動態の特徴を的確に把握できるよう、<人口の現状分析>、<就業・雇用などの現状分析>（地域経済循環を含む。）に分け、統計情報や町民アンケート結果などの客観的データに基づいて、我が国の人口減少に伴って、ニセコ町において将来どのような課題・影響が生じるかを分析した。

なお、地域経済循環の分析結果については、第1部「ニセコ町自治創生総合戦略」の位置づけの中でも示している。

1. 人口の現状分析

(1) 人口動向の全体像

- ① 総人口（5か年ごと、月ごと）、年齢区分別人口
- ② 出生数・死亡数、転入数・転出数

(2) 自然増減（出生数と死亡数の差）に関する分析

- ① 合計特殊出生率
- ② 有配偶率、未婚の理由

(3) 社会増減（転入数と転出数の差）に関する分析

- ① 転入数・転出数（年齢別、周辺町村との比較）
- ② 転入元・転出先、希望転出先
- ③ ニセコ町を選んだ理由、ニセコ町に居住しての満足度

2. 就業・雇用などの現状分析

(1) 就業・雇用

- ① 産業別従業者数
- ② 正規職員割合、有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率、完全失業者数
- ③ 働きやすい理由・働きにくい理由、女性の労働力人口・労働力率

(2) 所得など

- ① 納税義務者数一人当たり課税対象所得
- ② 町内従業者の居住地、町内居住者の従業地

III. 人口分析の結果

1. 人口の現状分析

(1) 人口動向の全体像

① 総人口（5か年ごと・月ごと）、年齢区分別人口

ニセコ町の総人口は、1955（昭和 30）年の 8,435 人以降、減少傾向にあったが、1980（昭和 55）年に 4,567 人で下げ止まり、それ以降は、概して一貫して増加傾向を維持している。

なお、北海道内の町村のうち、2005（平成 17）年から 2010（平成 22）年にかけて総人口が増加したのは、ニセコ町を含めた 11 町村のみである。また、2015（平成 27）年国勢調査速報によれば、同年の総人口は 4,962 人であり、総人口の増加傾向は、現在もなお続いている。

また、年齢区分別人口をみると、年少人口（15 歳未満）は減少傾向、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）はほぼ横ばい、老人人口（65 歳以上）は増加傾向を示している。

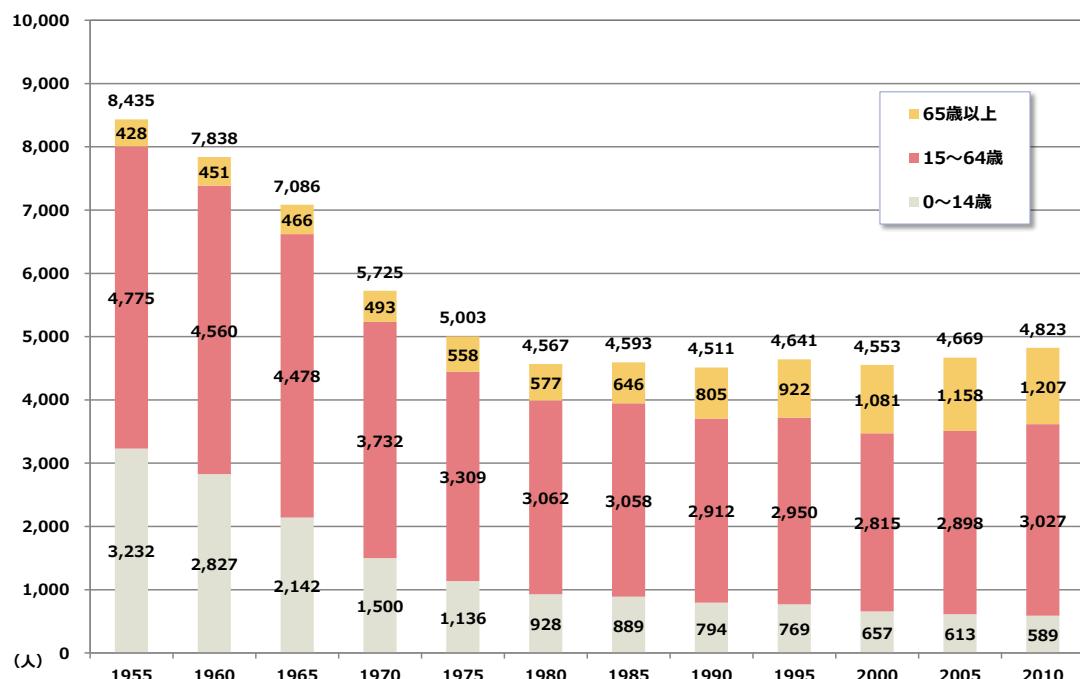


図 2-1 総人口及び年齢区分別人口の 5か年ごとの推移 [国勢調査]

表 2-1 2005（平成 17）年から 2010（平成 22）年にかけて
総人口が増加した北海道内の町村【国勢調査】

順位 (人口増加率)	町村名	人口増加率	総人口 (2010 年)
1	京極町	6.49%	3,808 人
2	音更町	6.31%	45,045 人
3	ニセコ町	3.52%	4,823 人
4	芽室町	3.39%	18,899 人
5	東川町	2.20%	7,859 人
6	更別村	2.17%	3,391 人
7	鷹栖町	1.35%	7,345 人
8	東神楽町	1.16%	9,292 人
9	中標津町	1.01%	23,966 人
10	中札内村	0.88%	4,006 人
11	七飯町	0.20%	28,453 人

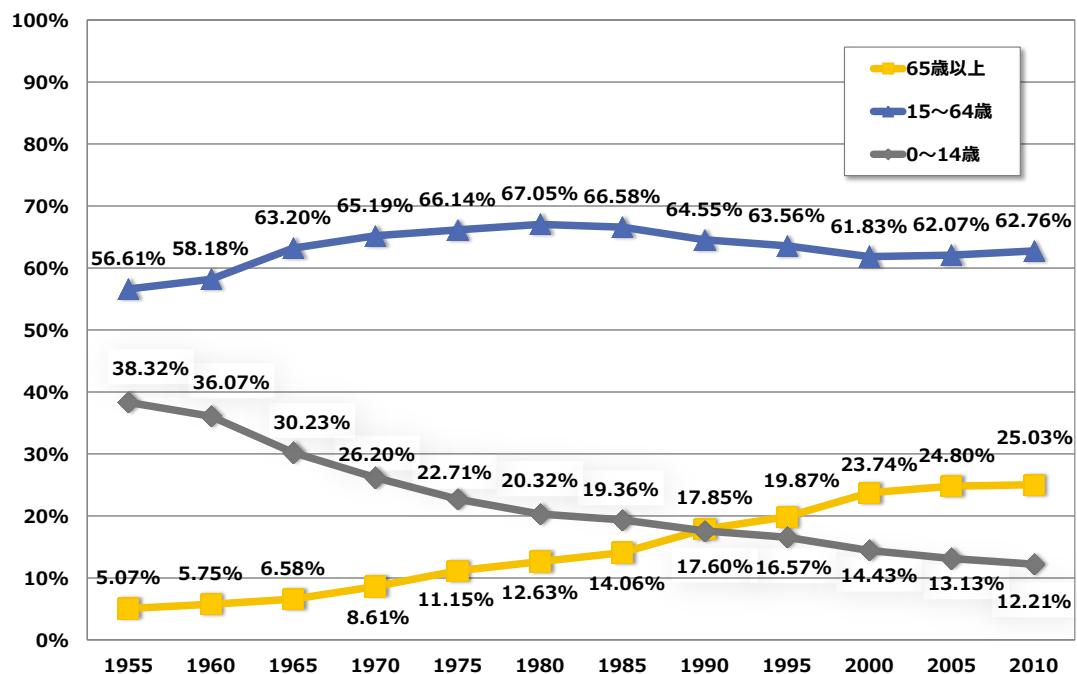


図 2-2 年齢区分別人口比率の推移【国勢調査】

ニセコ町の総人口の推移の特徴についてより的確に把握するため、住民基本台帳を用いて、月ごとの総人口の推移を整理した。国勢調査は、5年ごとに実際の常住地を把握するのに対して、住民基本台帳は、住民登録数で月ごとの総人口を把握することができる。

総人口を月ごとにみると、**毎年、冬季（12月～2月）に一時的に住民登録数が大幅に増加している**。これは、冬季に特に外国人が観光業の季節労働のために流入しており、季節労働が終了すると、多くの季節労働者が通年で定住せず、町外に転出している実態を反映しているものと考えられる。

このような冬季の一時的な増加を繰り返しながらも、定住者も着実に増加しており、総人口の増加傾向につながっている。

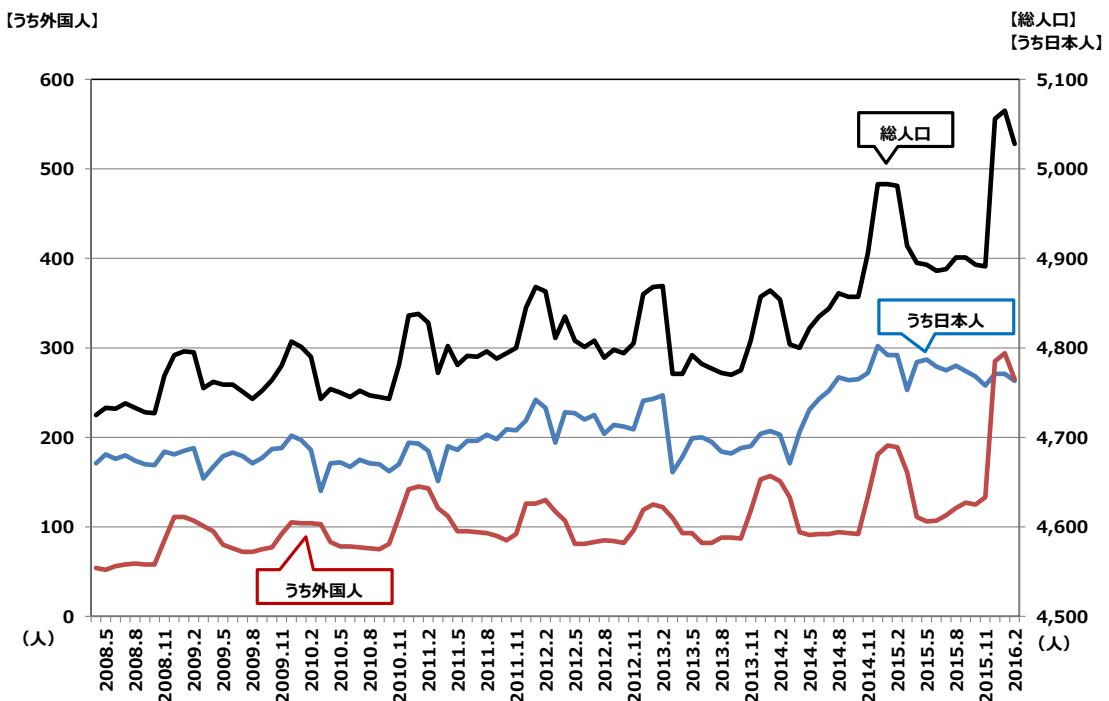


図 2-3 総人口の月ごとの推移 [住民基本台帳]

② 出生数・死亡数、転入数・転出数

ニセコ町の人口増加が、自然増減（出生数と死亡数の差）、社会増減（転入数と転出数の差）のいずれに起因しているのかを分析するため、出生数・死亡数及び転入数・転出数の推移を整理した。

（自然増減）

出生数は、2005（平成 17）年（25 人）以降、概して増加傾向を示しており、2015（平成 27）年は、12 年ぶりに出生数が死亡数を上回ったものの、概して自然減（出生数が死亡数を下回る）の傾向が続いている。

（社会増減）

転入数は、転出数を概して上回っている。特に近年は社会増の傾向が続いており、2000（平成 12）年以降で社会減となった年は、2001（平成 13）年と 2010（平成 22）年だけである。

社会増の人数が自然減の人数を上回るとき、町の総人口は増加することとなる。ニセコ町の人口増加は、社会増（転入数が転出数を上回る）に起因することが読み取れる。

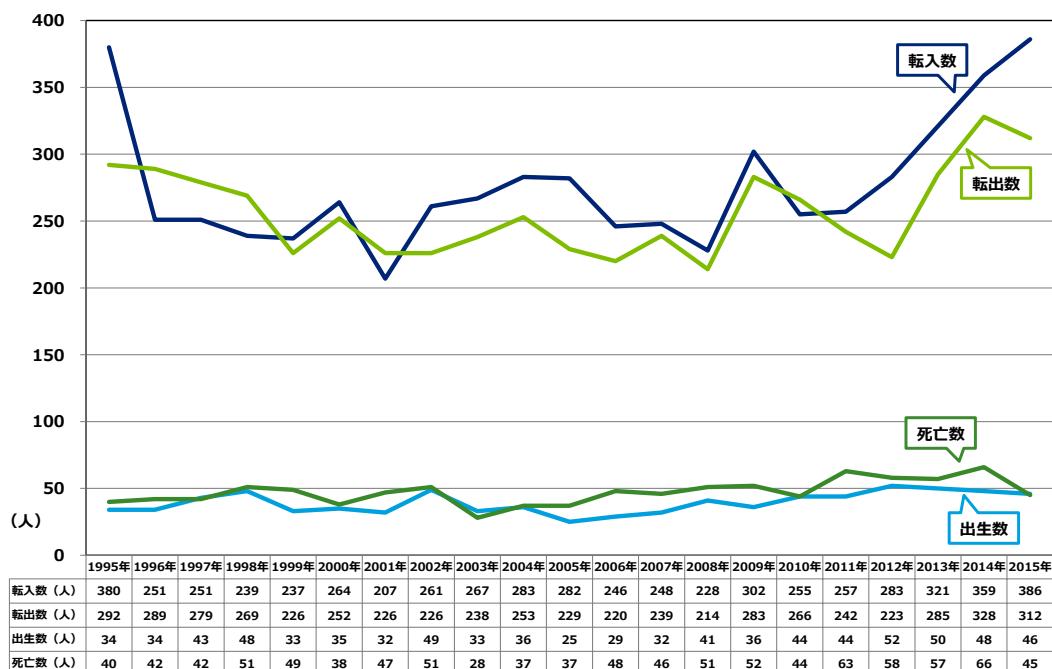


図 2-4 転入数・転出数、出生数・死亡数の推移
[住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数]

(2) 自然増減に関する分析

① 合計特殊出生率

自然増減の分析にあたり、まず、出生数に影響を与える指標として、合計特殊出生率の推移を整理した。

合計特殊出生率は、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、「一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数」に相当する。

ニセコ町の合計特殊出生率は、減少傾向にあったが、2003（平成15）年～2007（平成19）年の1.12で下げ止まり、**2008（平成20）年～2012（平成24）年には1.45に増加した**。これは、北海道（1.25）や札幌市（1.08）（ともに2008（平成20）年～2012（平成24）年）よりも高水準である。

ニセコ町の合計特殊出生率が増加に転じた背景には、2007（平成19）年4月に開設したニセコ町幼児センター「きらっと」が、子育て世代のニーズに応えていることも一因と推察できる。

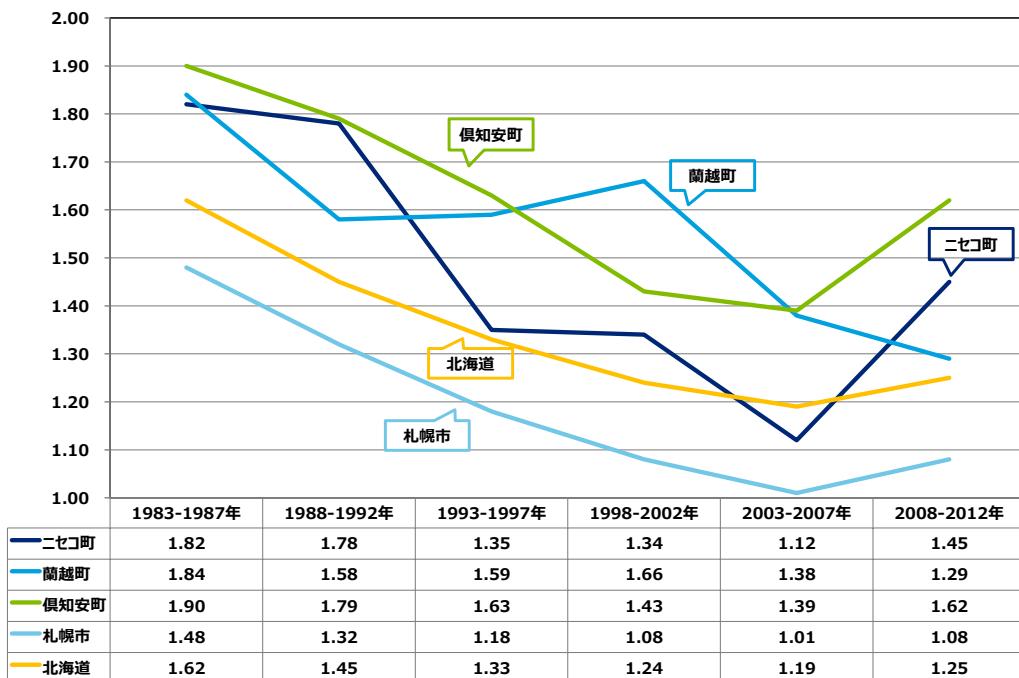


図2-5 合計特殊出生率の推移 [人口動態調査]

② 有配偶率、未婚の理由

次に、出産・子育ての前段階において出生数に影響を与える要素として、結婚の動向を把握するため、20代～30代の有配偶率の推移を整理した。

ニセコ町の有配偶率は、札幌市よりは高いものの、減少傾向にある。

また、ニセコ町の有配偶率が減少傾向にある理由を分析するため、未婚の理由を自治創生町民アンケートで収集・整理したところ、未婚の理由として、「結婚したいと思える相手がいない」が多く、特に男性は「家族を養うほどの収入がない」も多かった。

これらの結果を踏まえると、有配偶率の減少傾向を抑えるためには、結婚の出会いの機会を設ける、結婚・出産・子育てに必要となる安定した収入が得られるようにするなどの仕組みが求められていることが読み取れる。

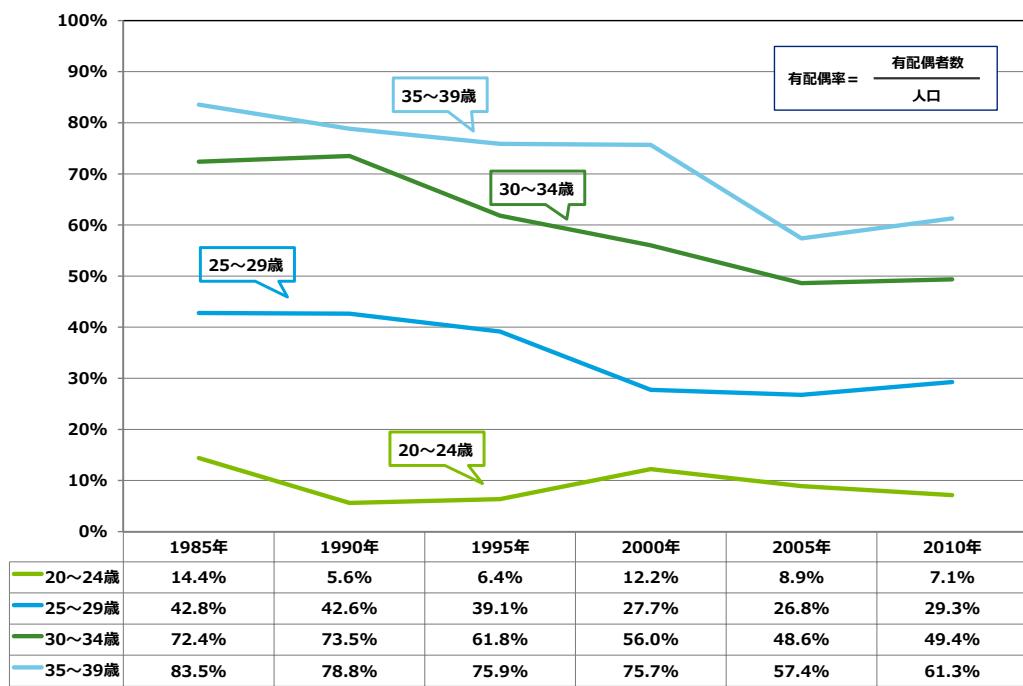


図 2-6 有配偶率の推移（男性） [国勢調査]

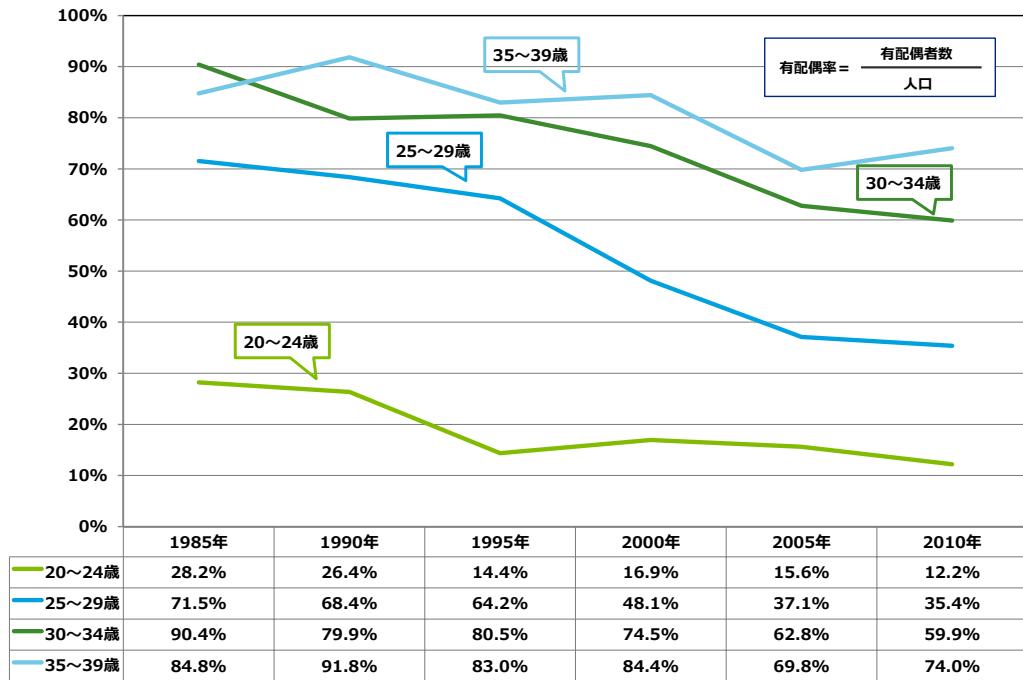


図 2-7 有配偶率の推移（女性） [国勢調査]

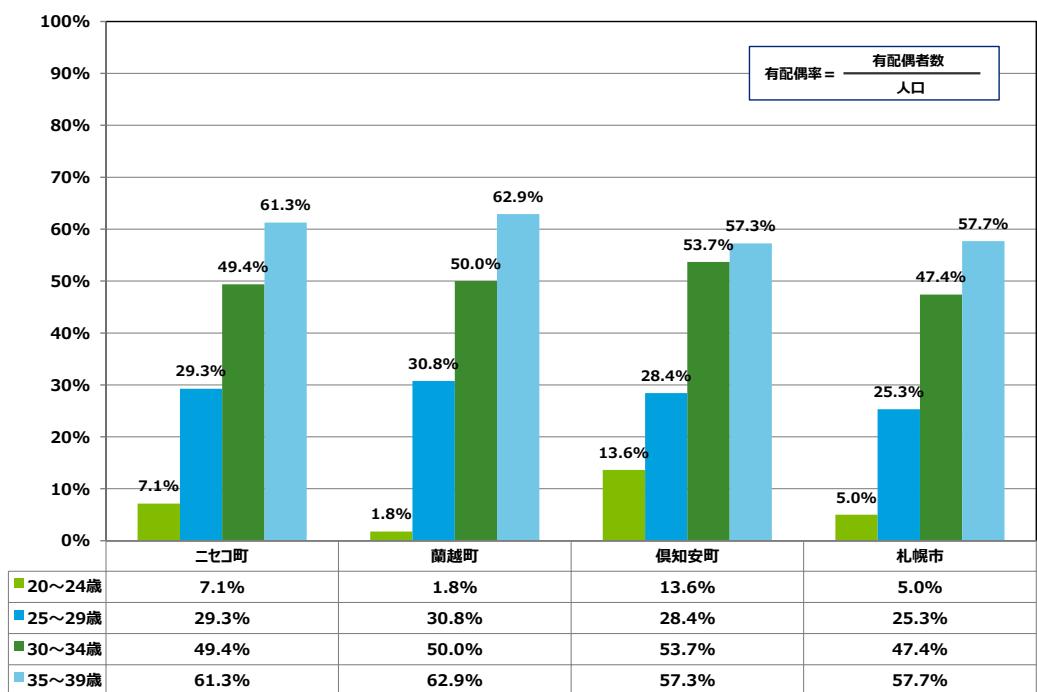


図 2-8 有配偶率の周辺町村との比較（男性）

[国勢調査（2010（平成 22）年）]

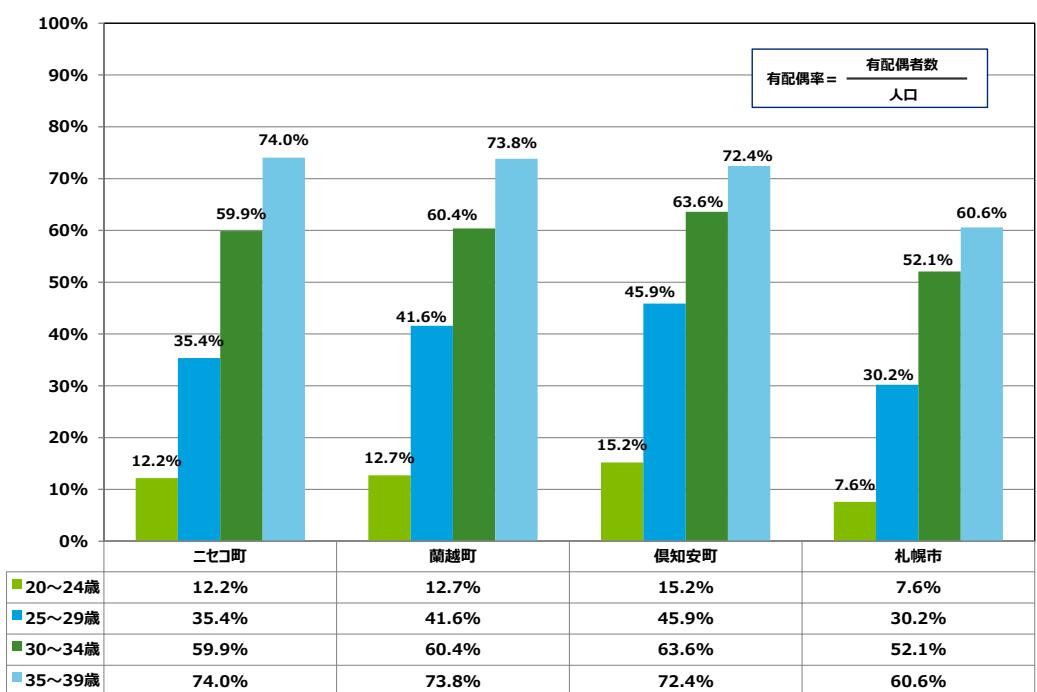


図 2-9 有配偶率の周辺町村との比較（女性）

[国勢調査（2010（平成 22）年）]

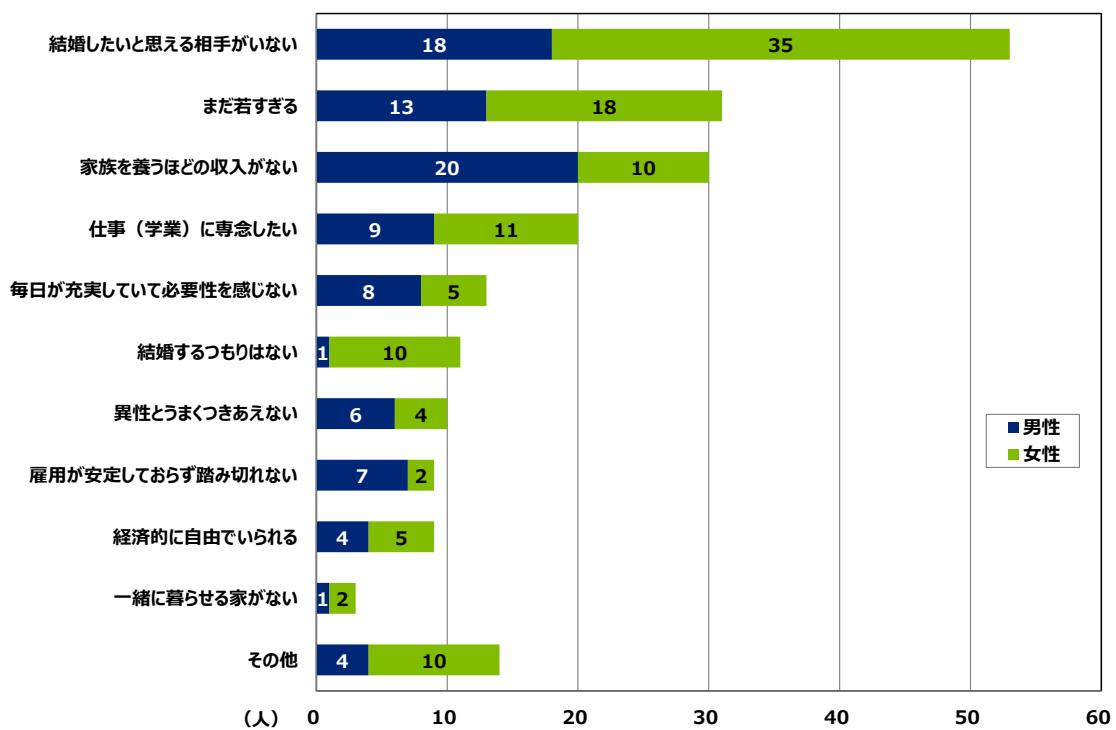


図 2-10 未婚の理由 [自治創生町民アンケート]

(3) 社会増減に関する分析

① 転入数・転出数（年齢別、周辺町村との比較）

ニセコ町の社会増の実態と理由を分析するため、まず、直近の 2014（平成 26）年の転入数・転出数を、年齢別に整理した。

（全般）

ほぼ全ての年齢層にわたり、転入数が転出数を上回る。

（0～4歳）

0～4歳の転入が多い。このことから、20代～30代に多くみられる転入者的一部は家族であり、子育て世代がニセコ町を選んで転入していることが読み取れる。

（20代）

一般的に、20代は進学や就職に伴って転出するため、多くの自治体において転出超過となるが、ニセコ町は、外国人を含めて20代の転入者が多く、2014（平成 26）年は、転入超過である。

このことから、ニセコ町は、他の市町村と比べて、若者の転入を積極的に呼び込める可能性があるとも考えられる。このためには、ニセコ町で生まれ育った若者や、流入してきた若者に、ニセコ町の魅力を伝え、ニセコ町への誇りや愛着を持つもらうことが重要である。

（高齢者（65歳以上））

除雪、医療、買い物などで生活が不便と考えられるにも関わらず、高齢者の転出が少ないことも、特徴の一つである。

高齢者の転出が少ない理由には、町内に診療所や特別養護老人ホームがあることが挙げられる他、土地や持ち家を所有しており転出しにくい場合についても考えられる。将来、老年人口の増加が想定されることなどから、複数年度の年齢別転入数・転出数を整理するなど、今後も引き続き、高齢者の状況の分析を続ける必要がある。

ちなみに、近隣の俱知安町や蘭越町は、社会減である。ニセコ町の社会増は、ニセコ町単独の特徴であり、ニセコエリアとしての共通の傾向ではないことが読み取れる。また、住宅の整備・確保とストックマネジメントが喫緊の課題の一つとして挙げられる。

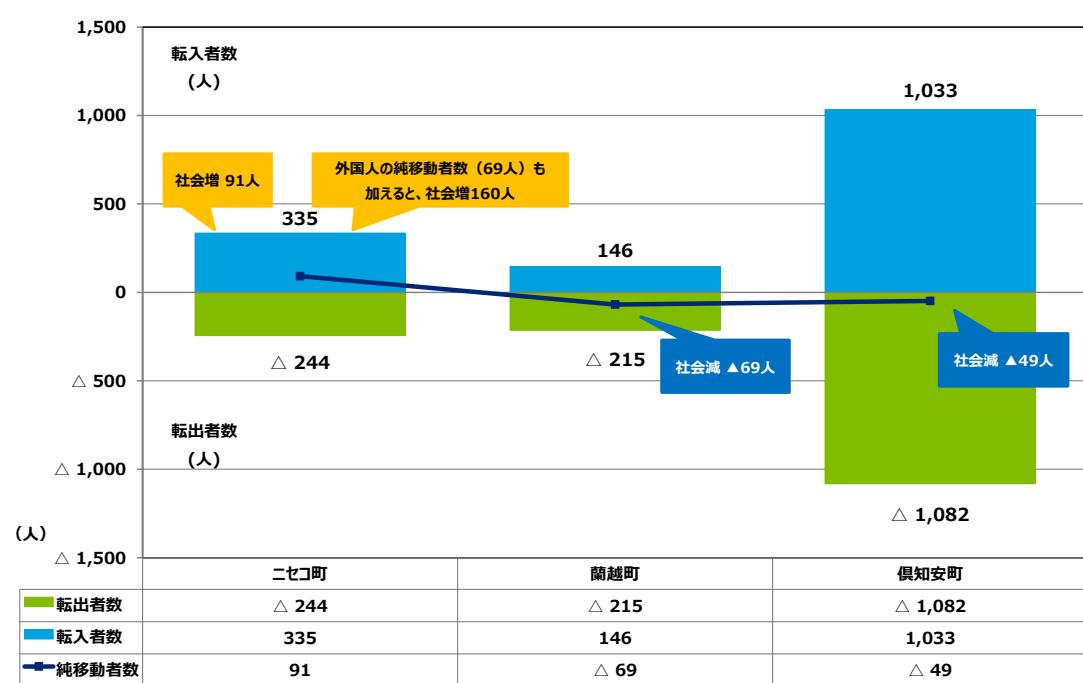
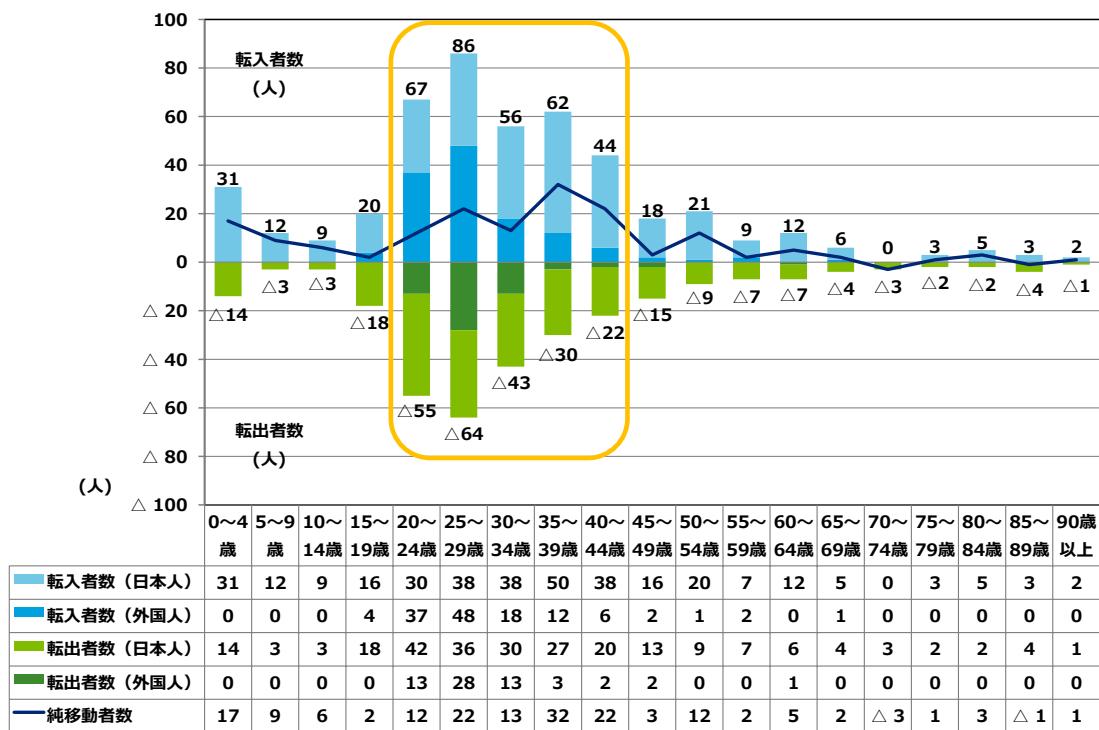


図 2-12 転入数・転出数・純移動者数の比較（日本人のみ）
[住民基本台帳人口移動報告（2014（平成 26）年）]

② 転入元・転出先、希望転出先

ニセコ町の社会増の背景にある強みや弱みを、転入者の転入元（＝ニセコ町への転入前にどこに住んでいたか）及び転出者の転出先（＝ニセコ町への転出後にどこに住むか）について、2009（平成21）年度～2013（平成25）年度の5年間分を整理した結果（出所：ニセコ町「戦略的住まい・まちづくり」政策検討会議 平成26年度中間報告書（平成27年3月））を使用して分析した。

転入超過の上位は、外国、俱知安町、近畿圏であり、転出超過の上位は、札幌市、首都圏、小樽市であった。

また、自治創生町民アンケートによれば、転出を考えている町民（アンケート回答のうち約18%）のうち半分以上が道内、うち約4割が札幌市への転出を考えている。

創生法の「まち・ひと・しごと創生」が、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目指していることや、北海道内では札幌市への人口集中が加速していることを踏まえると、対都市圏のうち、特に首都圏や札幌市に対して転出が超過していることは、現在は社会増にあるニセコ町にとっても課題と考えられる。

全国的な人口減少が進んでおり、現時点において人口流入が超過している自治体からも、将来は人口流入の減少が見込まれる中、ニセコ町の人口増加を支えている社会増の傾向を維持するには、首都圏や札幌市からニセコ町への人の流れを作り出すことについても、今後ますます重要となる。

なお、転入元は、転入者の出身地や実家と同一とは限らない。また、年齢別の分析についても行っていない。さらに、対都市圏のうち近畿圏や中京圏に対しては、転入超過となっている。今後、転入元・転出先の分析をさらに深め、ニセコ町への人の流れを作り出すターゲットをより明確にする必要がある。

表2-2 転入超過・転出超過の人数が多い地域

転入超過	転出超過
外国（119人増）	<u>札幌市（24人減）</u>
俱知安町（37人増）	<u>首都圏（19人減）</u>
近畿圏（19人増）	小樽市（18人減）

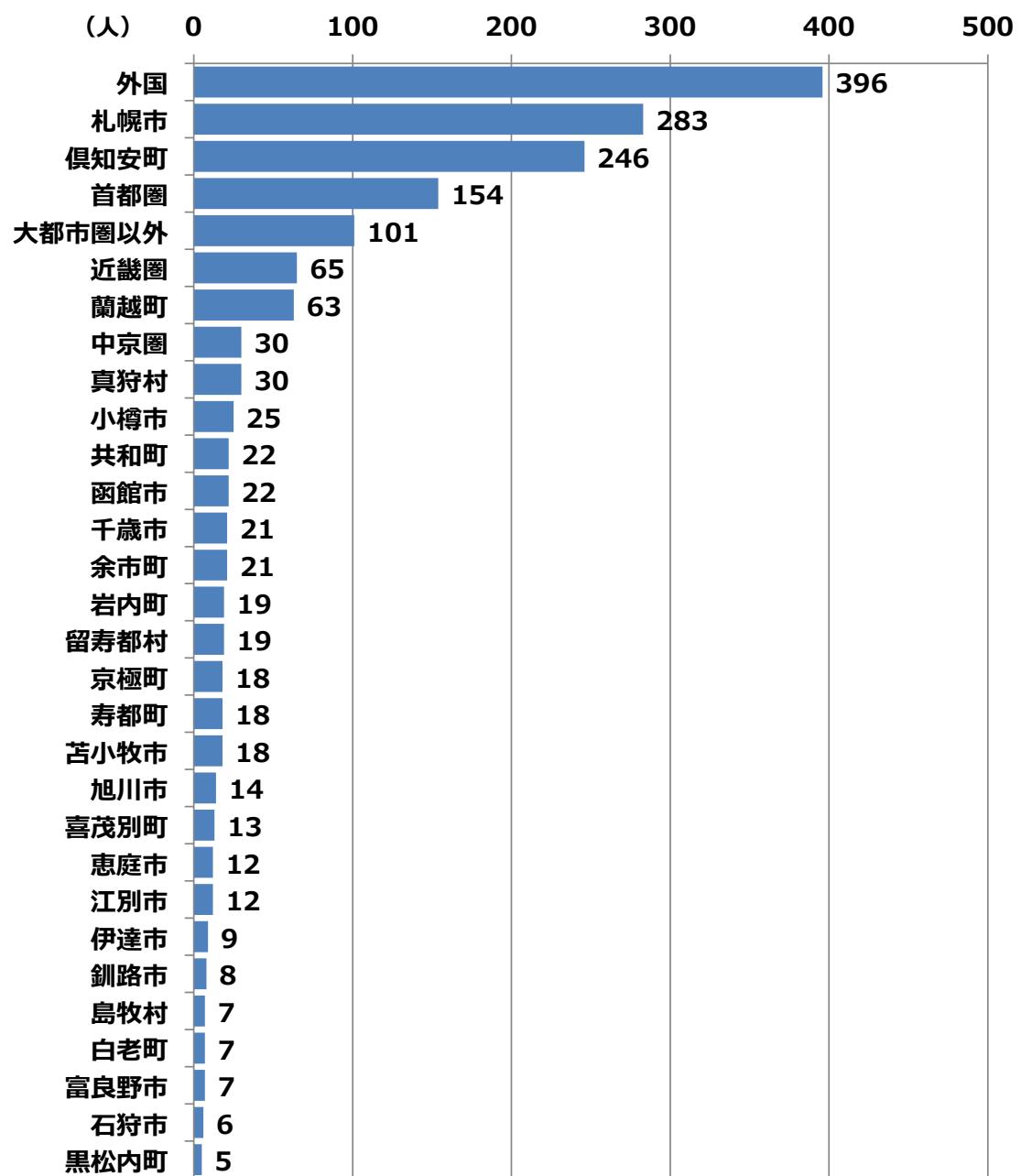


図 2-13 2009（平成 21）年度～2013（平成 25）年度の転入者の転入元
[住民基本台帳]

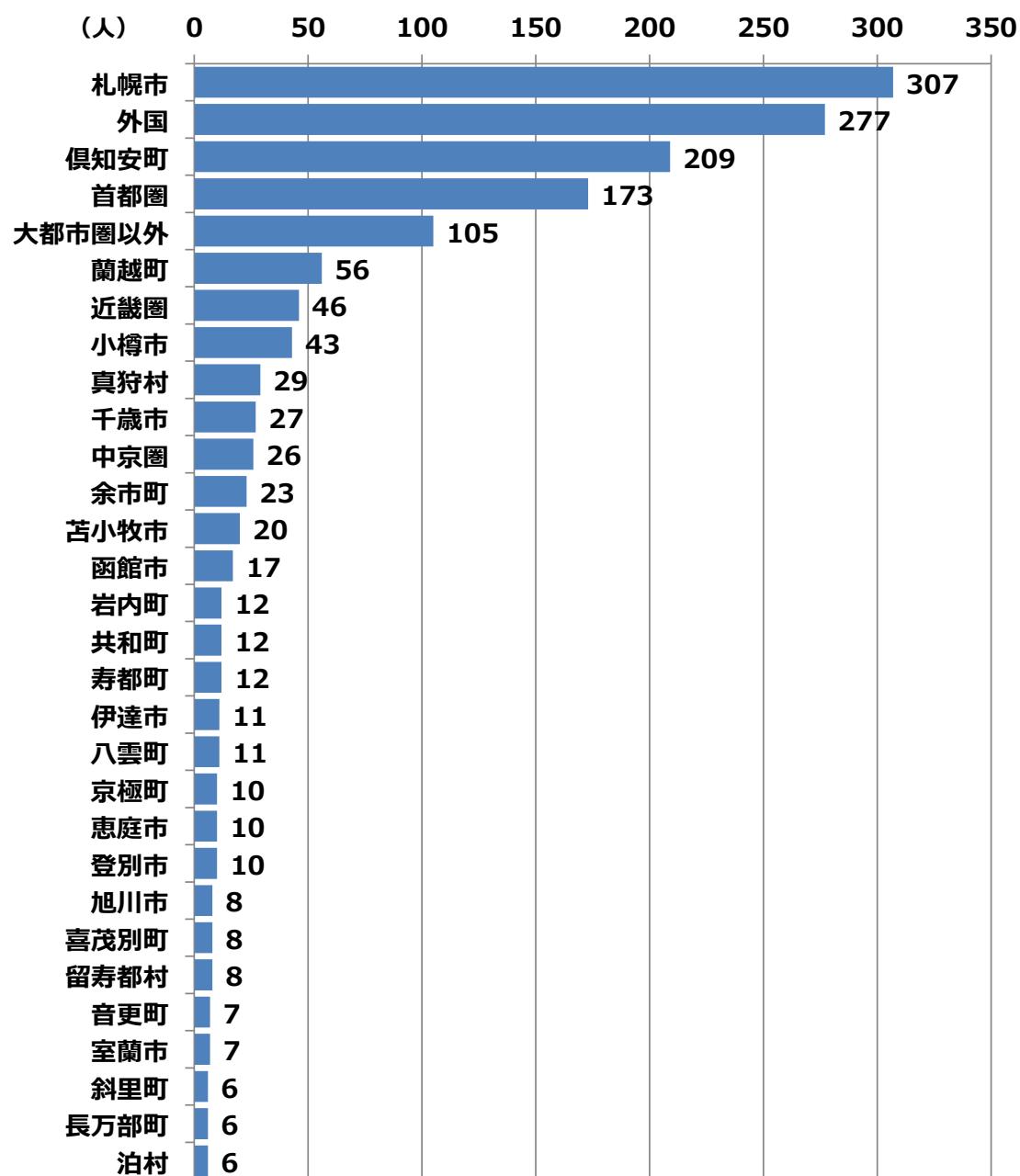


図 2-14 2009（平成 21）年度～2013（平成 25）年度の転出者の転出先
[住民基本台帳]

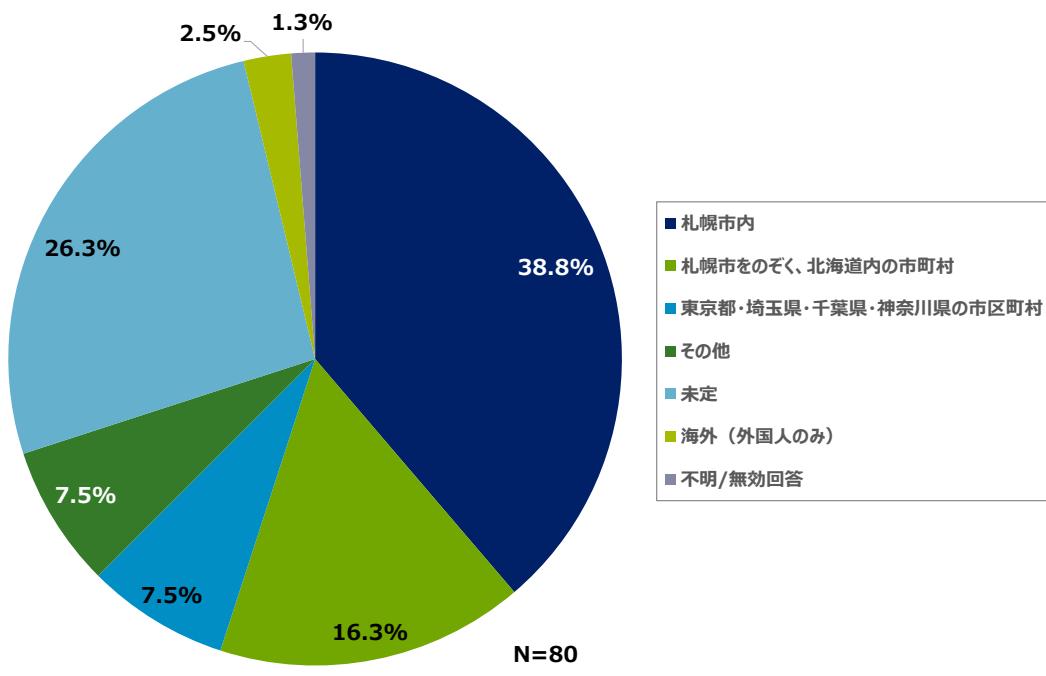


図 2-15 転出を考えている町民の希望転出先 [自治創生町民アンケート]

③ ニセコ町を選んだ理由、ニセコ町に居住しての満足度

移住・定住にあたってのニセコ町の魅力を、居住者へのアンケート結果（出所：ニセコ町「戦略的住まい・まちづくり」政策検討会議 平成 26 年度中間報告書（平成 27 年 3 月））を使用して分析した。

（ニセコ町を選んだ理由）

居住者は、「自然が多かったから」、「静かな環境だったから」、「「ニセコ」だから」、「通勤に便利だから」、「スキー場が近いから」などに惹かれている。

（ニセコ町に居住しての満足度）

居住者の「総合的なニセコ町の満足度」は「満足」と「やや満足」の合計が 62%にも上り、「不満」と「やや不満」の合計（10%）を大幅に上回っている。

また、「縁などの自然」、「住宅地としての静けさ」、「スキー場などのアクティビティ」、「街並みや景観」、「ニセコのブランド性」などに対する満足度が高い。

これらの結果から、ニセコ町の地域資源である「豊かな自然環境」とそれに由来するものとともに、ニセコのブランド力についても、移住者が実際に住んでみて、概して当初の見込みどおりの満足度が得られていることが読み取れる。

一方、居住者の満足度が特に低いのは「飲食店」、「公共交通の利便性」、「日常的な買い物」である。

これらは、自家用車などをもち、飲食店や日常的な買い物を周辺町村で賄うことにより、一定程度は解決できるとも捉えられる。ただし、もし、地域経済循環を市町村単位で考えるならば、自家用車などをもち、飲食店や日常的な買い物を周辺町村で賄うと、民間消費として町外に流出することにつながる。

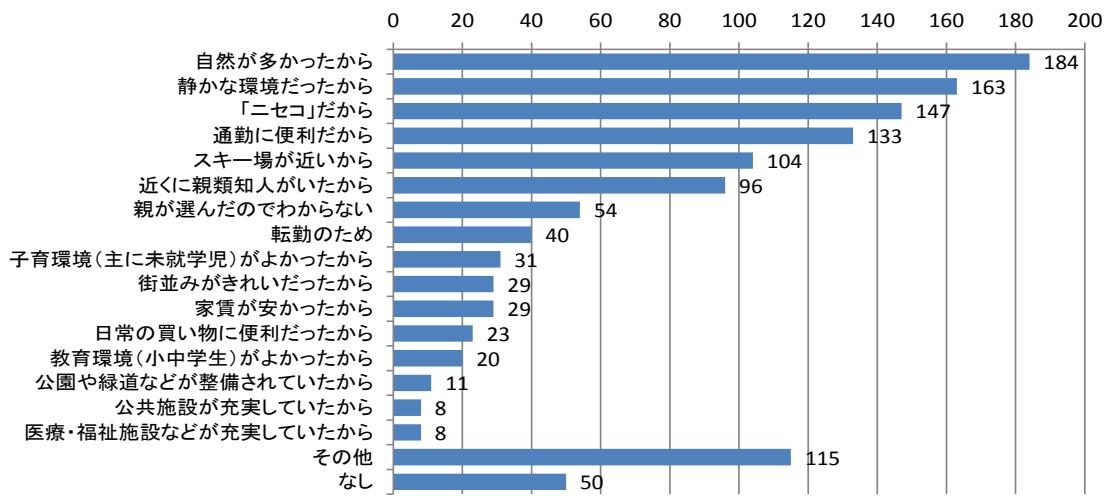


図 2-16 ニセコ町を選んだ理由
[町民アンケート（「戦略的住まい・まちづくり」政策検討会議）]

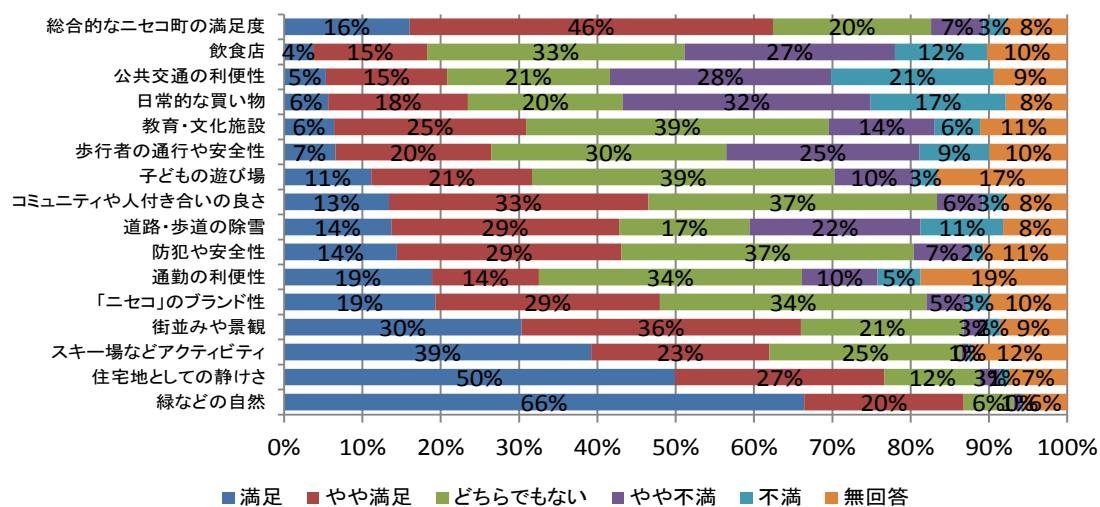


図 2-17 ニセコ町に居住しての満足度
[町民アンケート（「戦略的住まい・まちづくり」政策検討会議）]

2. 就業・雇用などの現状分析

(1) 就業・雇用

① 産業別従業者数

ニセコ町の就業・雇用などの状況の分析にあたり、まず、産業別従業者数を整理したところ、従業者数が特に多いのは、「農業・林業」（男女計 491 人）、「宿泊業・飲食サービス業」（男女計 411 人）、「卸売業・小売業」（男女計 248 人）である。これらの産業は、ニセコ町の基盤産業である「農業」、「観光業」、「商工業」に概ね相当しており、基盤産業への従業者数が多いことが読み取れる。

なお、男女別にみると、男性は「建設業」（男性 142 人）、女性は「医療・福祉」（女性 155 人）の従業者数も多い。また、特化係数（従業者割合（構成比）が全国と比較して高いかを表す指標）でみると、「複合サービス事業」（郵便局や協同組合）（男女計 55 人）も多い。

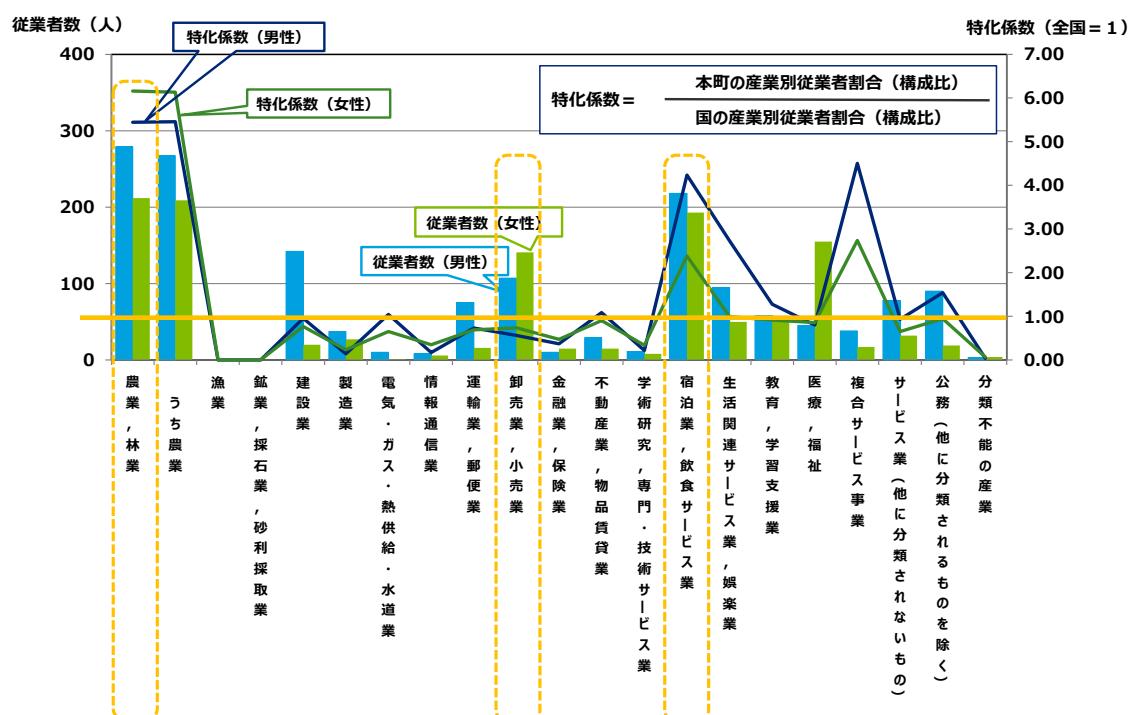


図 2-18 産業別従業者数 [国勢調査（2010（平成 22）年）]

産業別就業人口を、第一次産業・第二次産業・第三次産業別にみると、第一次産業は減少傾向にある。それに対して、1980（昭和55）年まで横ばいであった第三次産業が、1985（昭和60）年から増加し始め、第一次産業と第三次産業の割合が逆転した。2010（平成22）年は、第一次産業が21.3%であるのに対して、第三次産業は69.0%にも上っている。

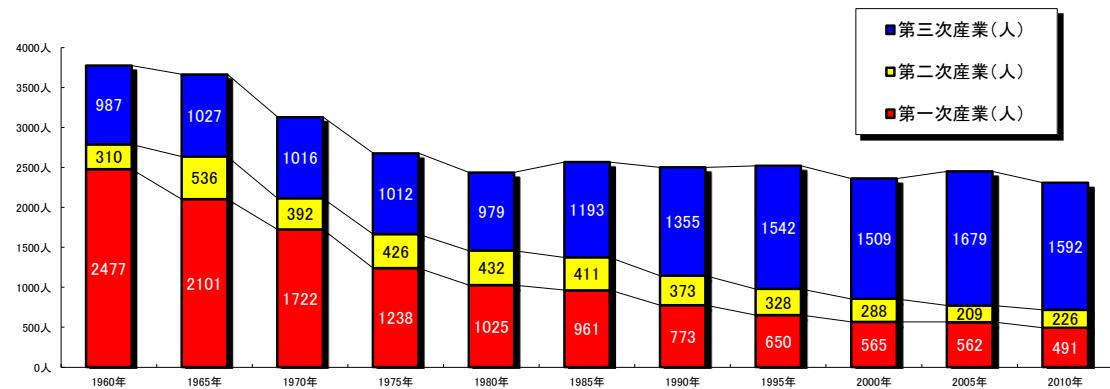


図2-19 産業別就業人口の推移 [国勢調査]

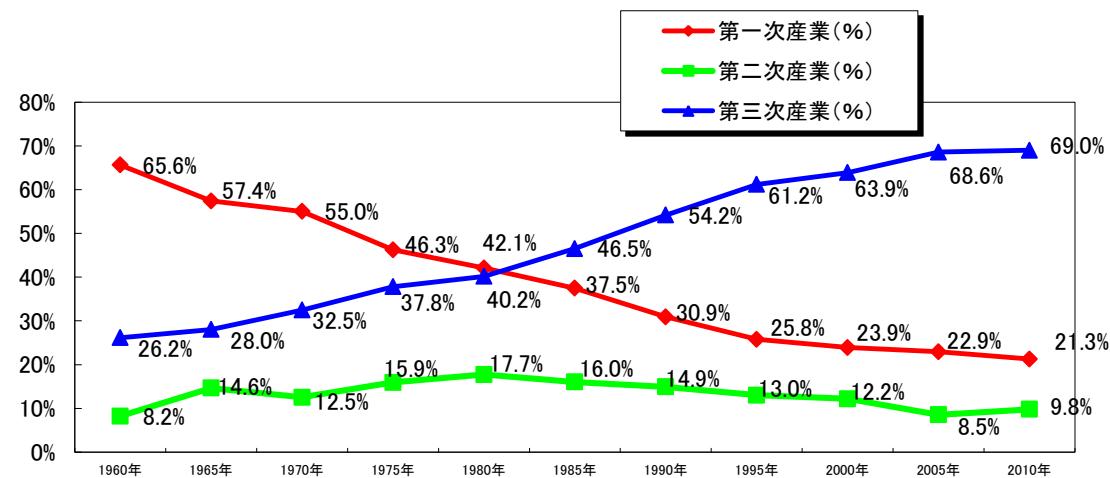


図2-20 産業別就業人口構成比率の推移 [国勢調査]

② 正規職員割合、有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率、完全失業者数

次に、公共職業安定所（ハローワーク）岩内管内の就業・雇用の需給バランスを分析することにより、就業・雇用の課題を考察した。

なお、ハローワーク岩内管内とは、ハローワーク岩内の管轄（岩内町、神恵内村、共和町、黒松内町、島牧村、寿都町、泊村、蘭越町）に、ハローワーク俱知安分室の管轄（喜茂別町、京極町、俱知安町、ニセコ町、真狩村、留寿都村）を加えた地域を指す。

（正規職員割合）

ニセコ町の正規職員割合は、全国や北海道を下回るが、その一方、「雇人のない業主」（個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人）や、「家族従業者」（農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族）が多い。

ニセコ町の農業や商工業の従事者の一部は、「雇人のない業主」や「家族従業者」に含まれると考えられることから、ニセコ町の正規職員割合の低さは、ニセコ町民の就業・雇用の特徴の一つと捉えられる。

（月別 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率）

次に、2012（平成 24）年度～2014（平成 26）年度の3か年分の月別有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率について、月別の平均値を整理した。

有効求人倍率は、4月と5月を除き、1以上（＝有効求人数が有効求職者数よりも多い）である。このことは、ハローワーク岩内管内では、求人自体は不足しておらず、働き手が確保できていないという実態を示している。

また、有効求人数は冬季に増加するが、有効求職者数は増加しておらず、有効求人倍率は冬季に最も高くなり、2月には1.45にも達する。

（業種別 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率）

業種別に有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率を整理したところ、冬季は、特に「サービスの職業」（家庭生活支援サービスの職業、介護サービスの職業、保健医療サービスの職業、生活衛生サービスの職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、居住施設・ビルなどの管理の職業など）が、管内全体の有効求人倍率を押し上げている。2015（平成 27）年1月の「サービスの職業」の有効求人倍率は、4.56倍であった。

このことは、冬季に観光業などの「サービスの職業」の求人が特に増加するものの、「サービスの職業」が、求職者のニーズにマッチングしていない実態を示唆している。

(完全失業者数)

完全失業者は、「（国勢調査の）調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワークに申し込むなどして積極的に仕事を探していた人」を指す。

ニセコ町の完全失業者数の推移をみると、男女とも増加傾向にあり、特に2000（平成12）年以降、特に男性の完全失業者数の増加が顕著である。完全失業率の年代別割合をみると、調査年によるバラツキはあるが、男性の約3分の1から2分の1、女性の約3分の2を、10代～30代の完全失業者が占めている。

ハローワーク岩内管内で有効求人倍率が高く、地域全体で働き手が不足しているにも関わらず、求人内容が求職者のニーズにマッチングしておらず、完全失業者数の増加につながっていることが課題と考えられる。

なお、国勢調査は、調査期日が10月1日時点であり、完全失業者数の一部には、夏季の農家の季節労働が終り、冬季の季節労働先を探していた場合なども含まれていると考えられるため、実態についてさらなる精査を進めていく必要がある。

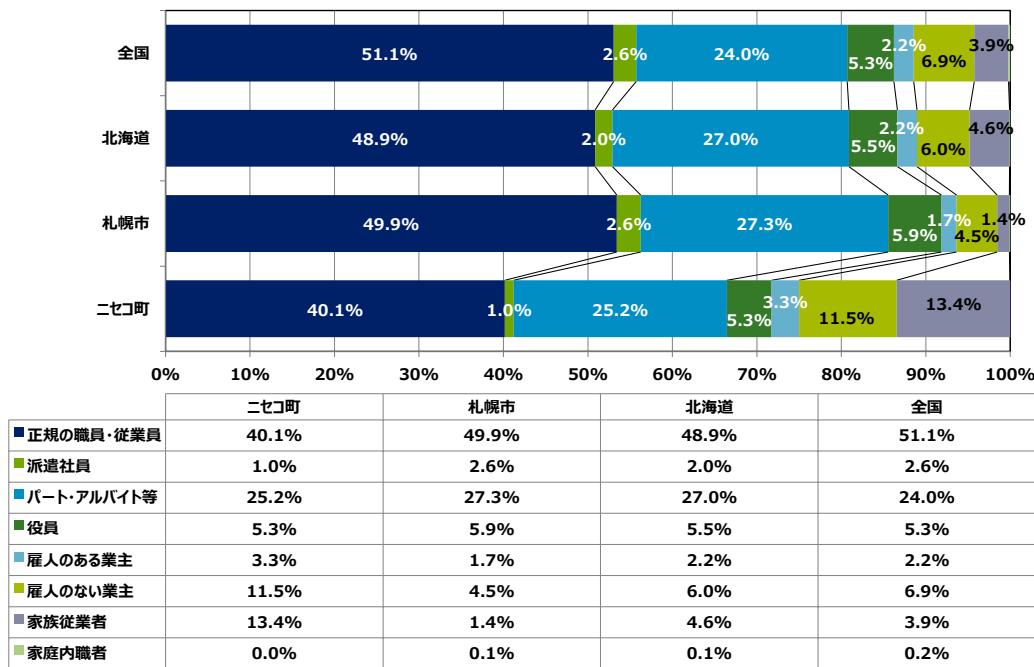


図2-21 正規職員割合 [国勢調査（2010（平成22）年）]

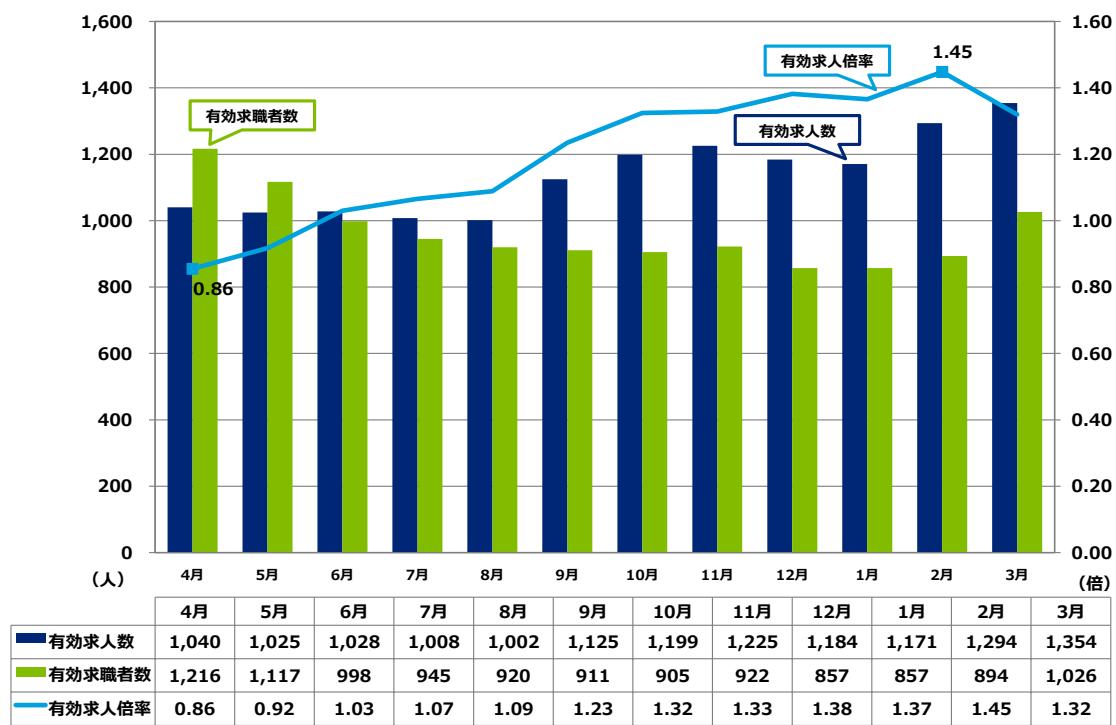


図 2-22 月別有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率（平均）
[ハローワーク岩内データ（2012（平成 24）年度～2014（平成 26）年度）]

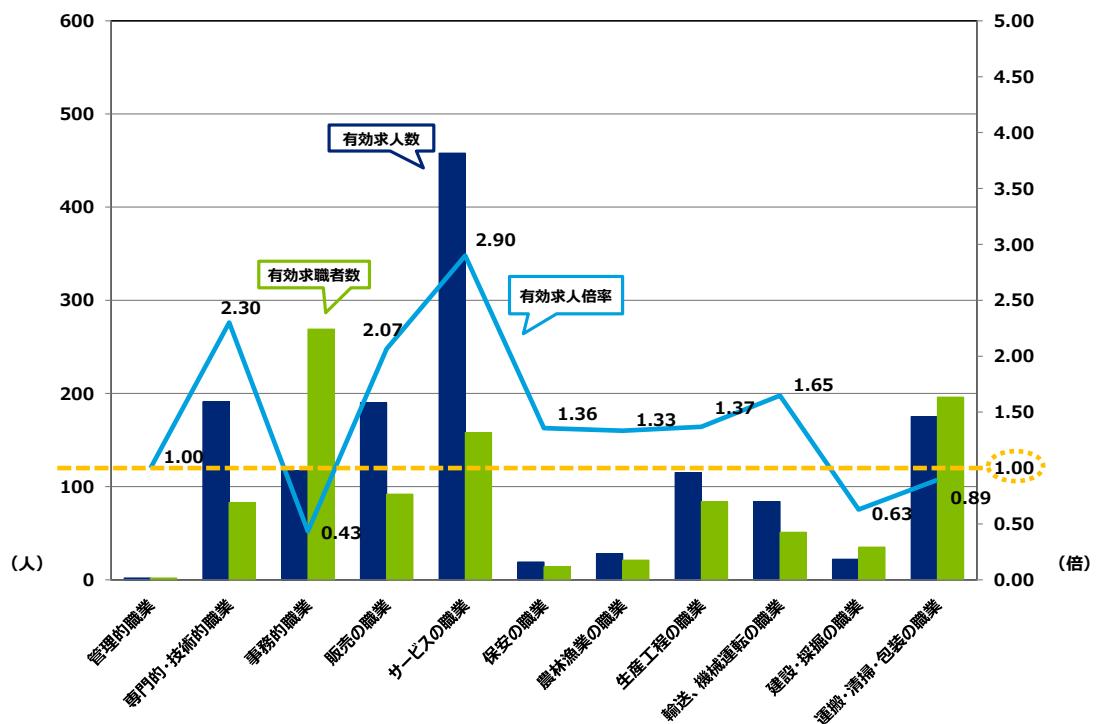


図 2-23 月別有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率（春季）
[ハローワーク岩内データ（2015（平成 27）年 4 月）]

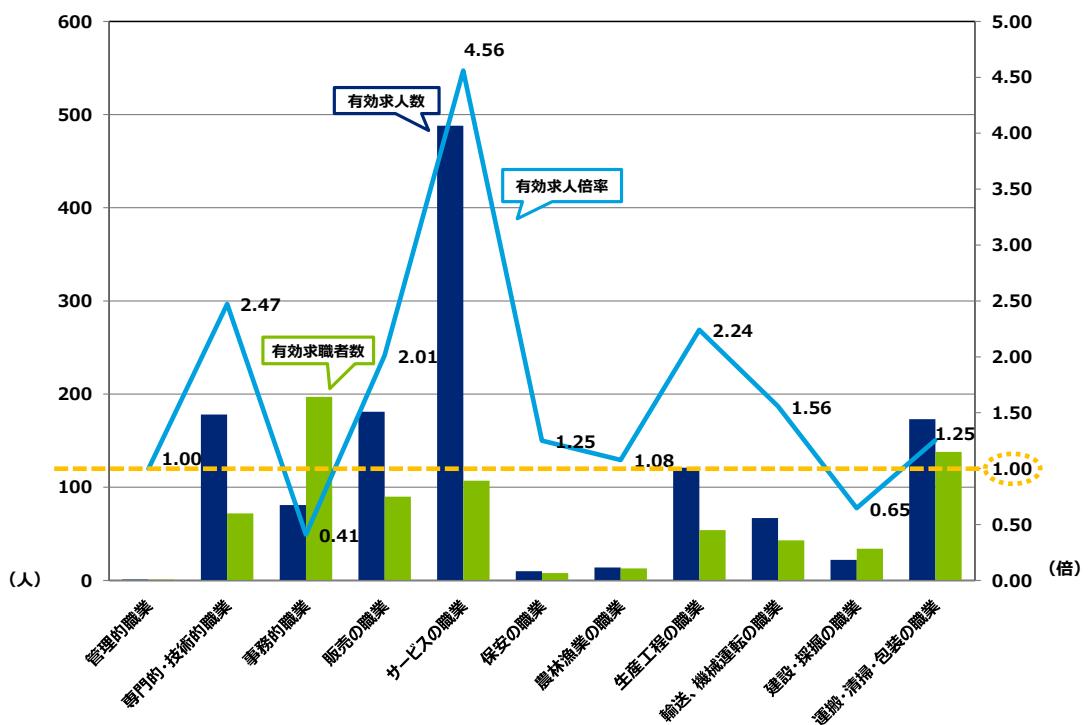


図 2-24 月別有効求人倍率・有効求職者数・有効求人数 (冬季)
[ハローワーク岩内データ (2015 (平成 27) 年 1月)]

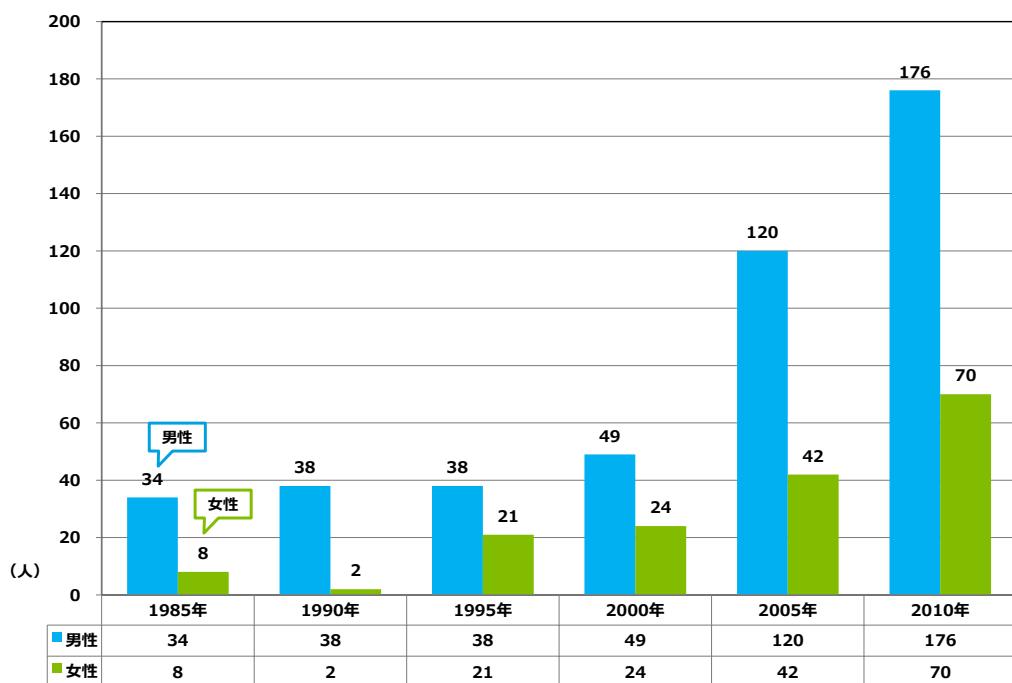


図 2-25 完全失業者数の推移 [国勢調査]

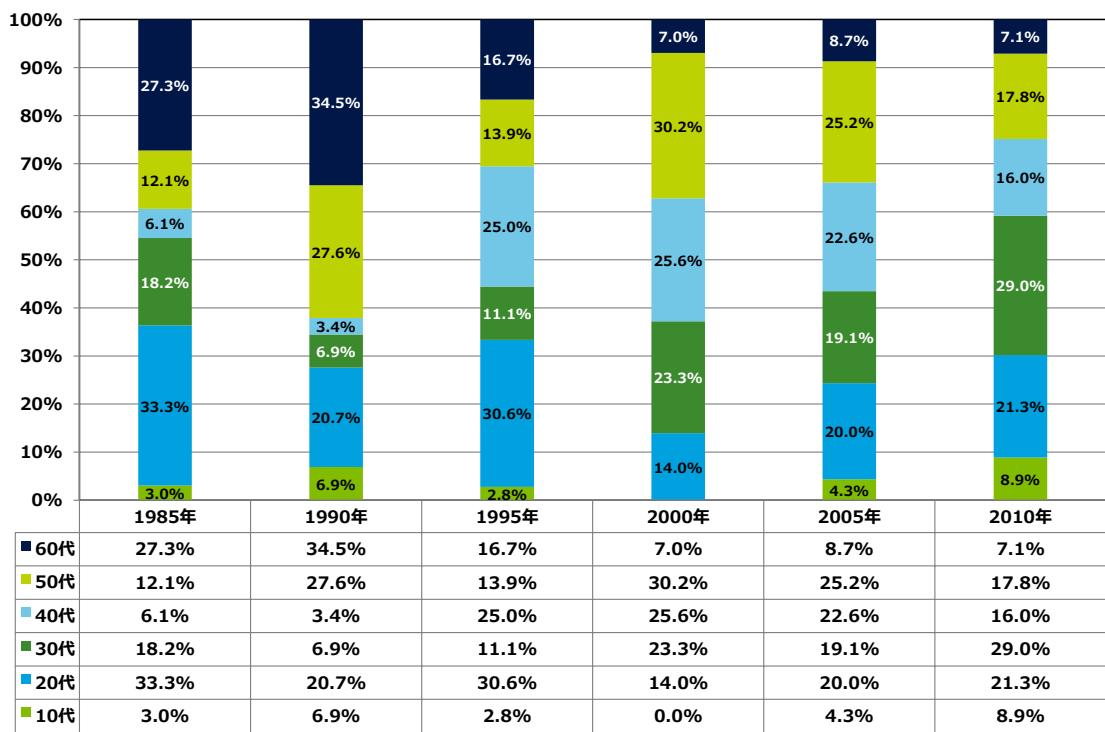


図 2-26 完全失業者数の年代別割合（男性） [国勢調査]

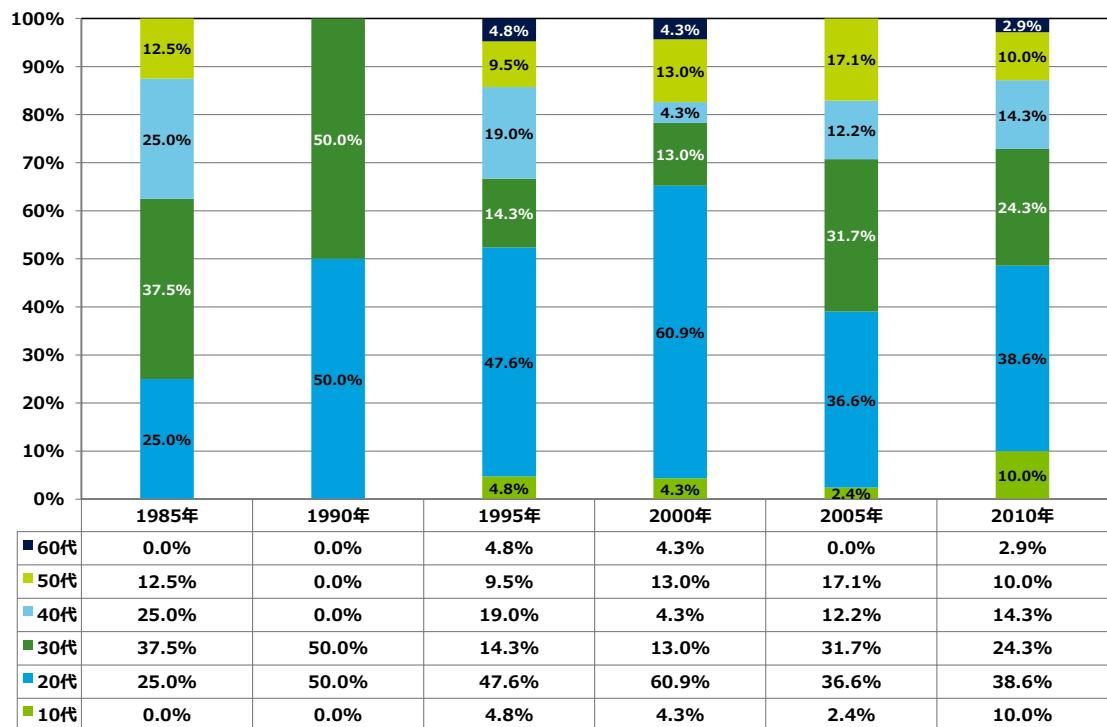


図 2-27 完全失業者数の年代別割合（女性） [国勢調査]

③ 働きやすい理由・働きにくい理由、女性の労働力人口・労働力率

完全失業者数の増加に関して、ニセコ町での就業・雇用の困難さを分析するため、働きやすさ・働きにくさの両面について分析した。

(働きやすい理由)

自治創生町民アンケートによれば、「豊かな自然環境を活かせる」、「季節雇用等働き方を選択できる」、「子育てしながら働く環境がある」、「外国人と接する機会がある」の順に、上位を占めている。

また、特に女性で、「季節雇用等働き方を選択できる」、「子育てしながら働く環境がある」が多いことも特徴である。

(働きにくい理由)

自治創生町民アンケートによれば、「長く安定して働く場が少ない」や「季節雇用等不安定な職種が多い」が多く、特に女性は「子育てしながら働く環境がない」も多い。

(女性の労働力人口・労働力率)

ニセコ町の女性が子育てしながら働く環境にあるかを分析するため、女性の労働力人口と労働力率を分析した。

労働力率は、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）に対する労働力人口（就業者と完全失業者）の比率である。非労働力人口である家事（専業主婦）や通学（学生）が増加すると、労働力率は減少することになる。

ニセコ町の女性の労働力率の推移をみると、北海道や札幌市を上回るものの、概して減少傾向を示している。これは、女性の労働力人口のうち、「家事などのほか仕事」（主に家事などをしていて、そのかたわら、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合）の人数が減少傾向にあることに起因している。

また、女性の労働力率を年齢別にみると、30代女性の労働力率が低下しており、いわゆる「M字カーブ」がみられる。

「季節雇用」は、働きやすさ・働きにくさの両面から捉えられている。このことは、ニセコ町の就業・雇用の推進にあたっては、正規職員割合を増やすことに限らず、働き手が確保できていない仕事と町民のマッチングをいかに図るかが課題であることを示している。

また、「子育てしながら働く環境」に関しては、**家事や子育てと仕事の両立を図っている女性が減少しつつあることも課題**である。国勢調査において、労働していない女性が、完全失業者だけでなく、非労働力人口としても計上されていることも考えられる。

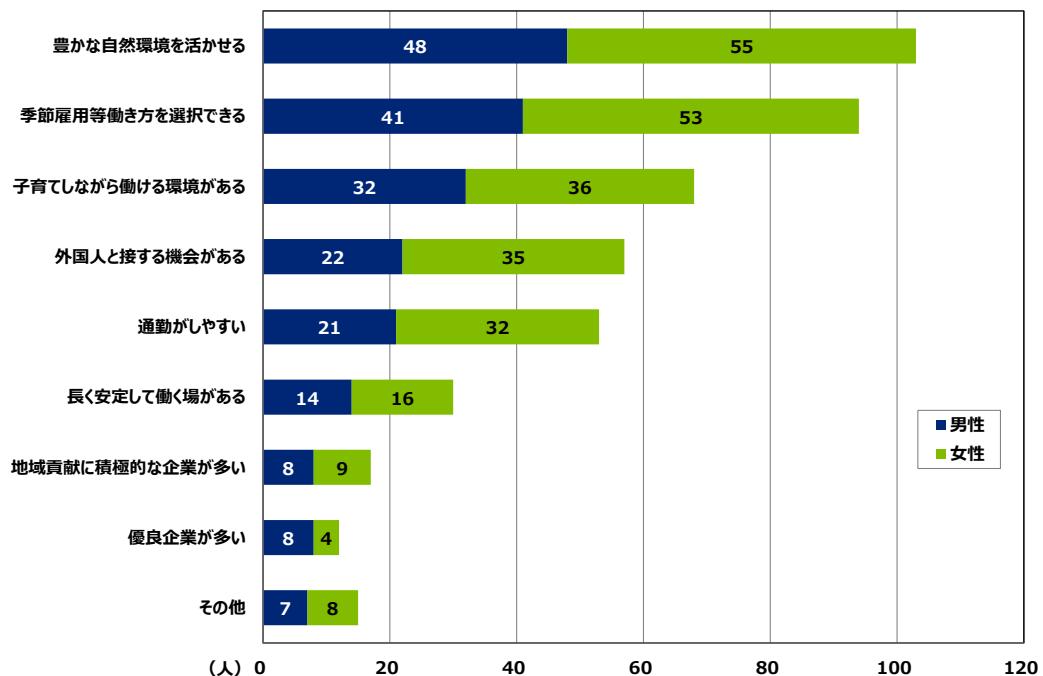


図 2-28 働きやすい理由 [自治創生町民アンケート]

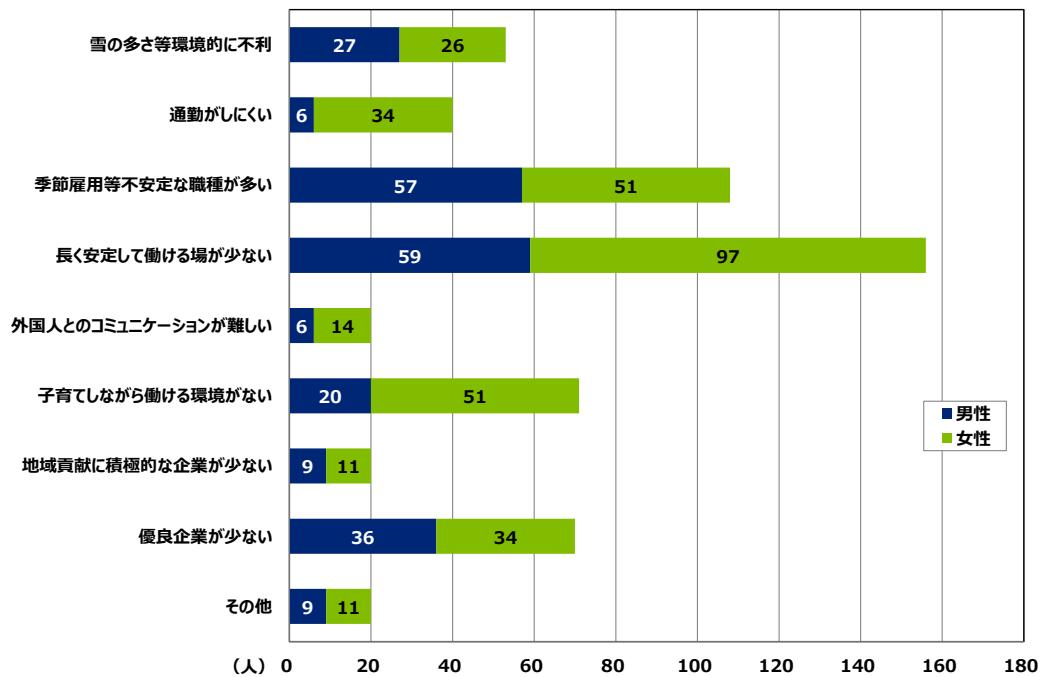


図 2-29 働きにくい理由 [自治創生町民アンケート]

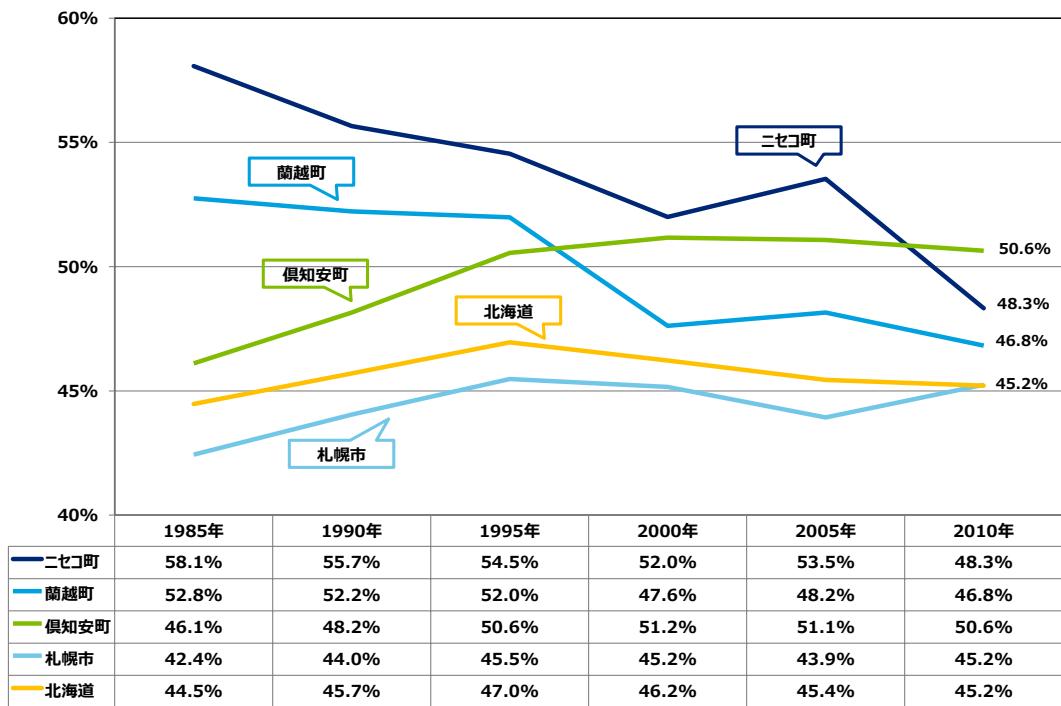


図 2-30 女性の労働力率の推移 [国勢調査]

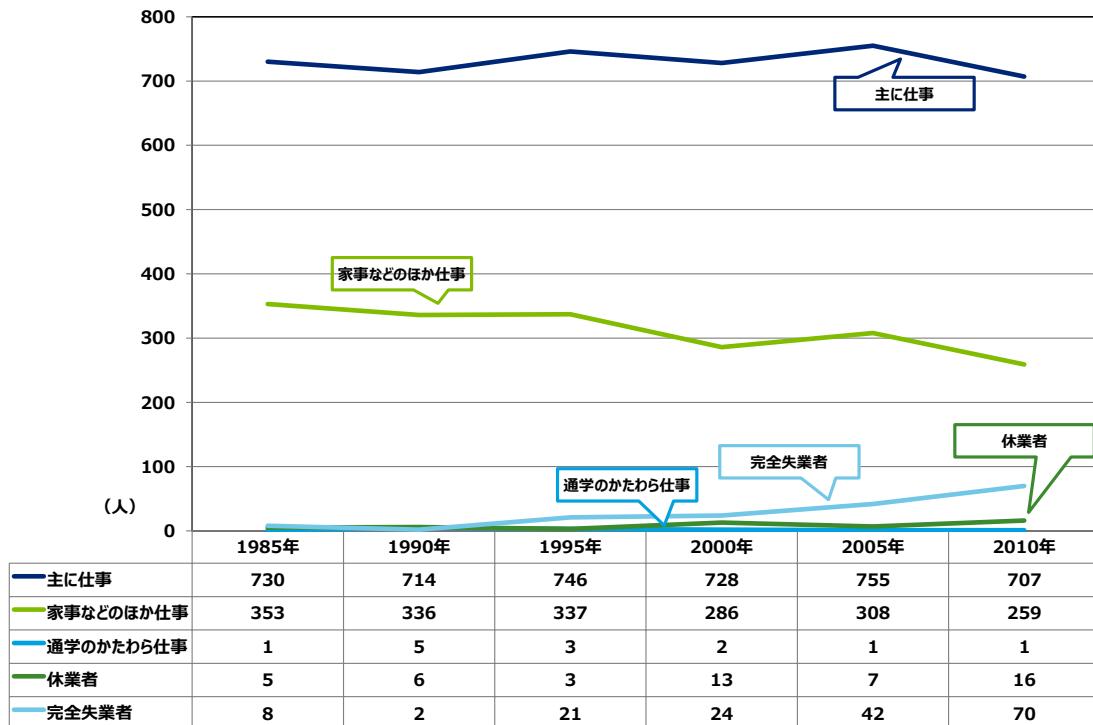


図 2-31 女性の労働力人口の推移 [国勢調査]

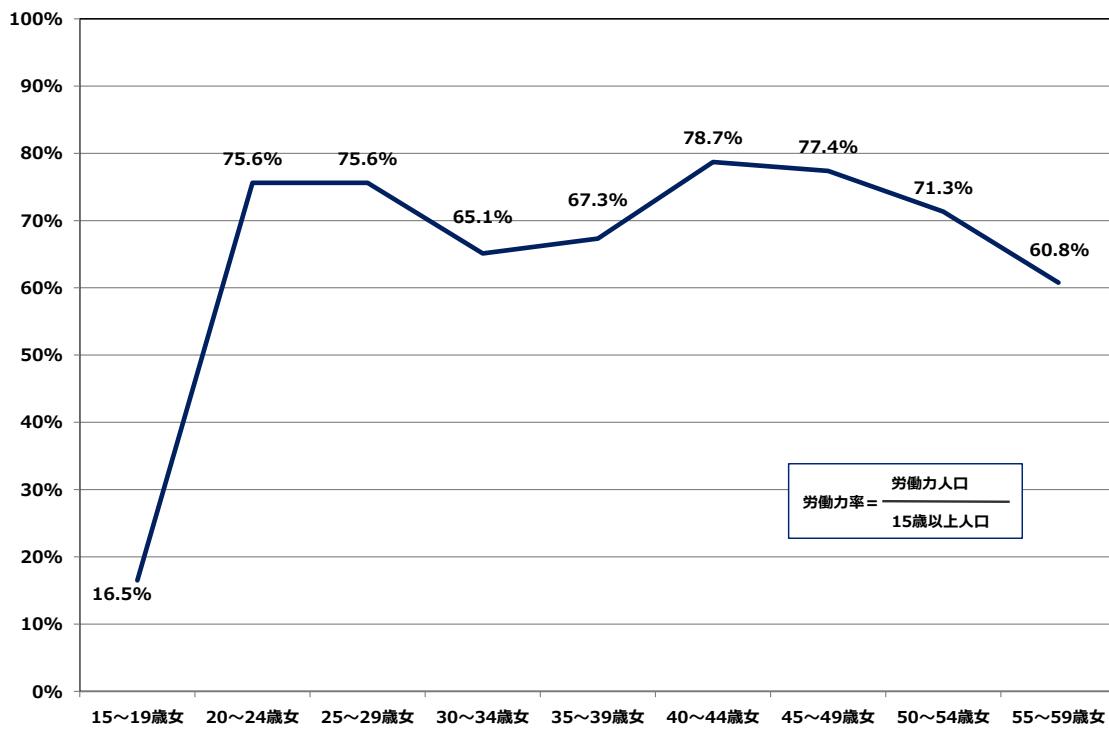


図 2-32 女性の年齢階級別労働力率 [国勢調査 (2010 (平成 22) 年)]

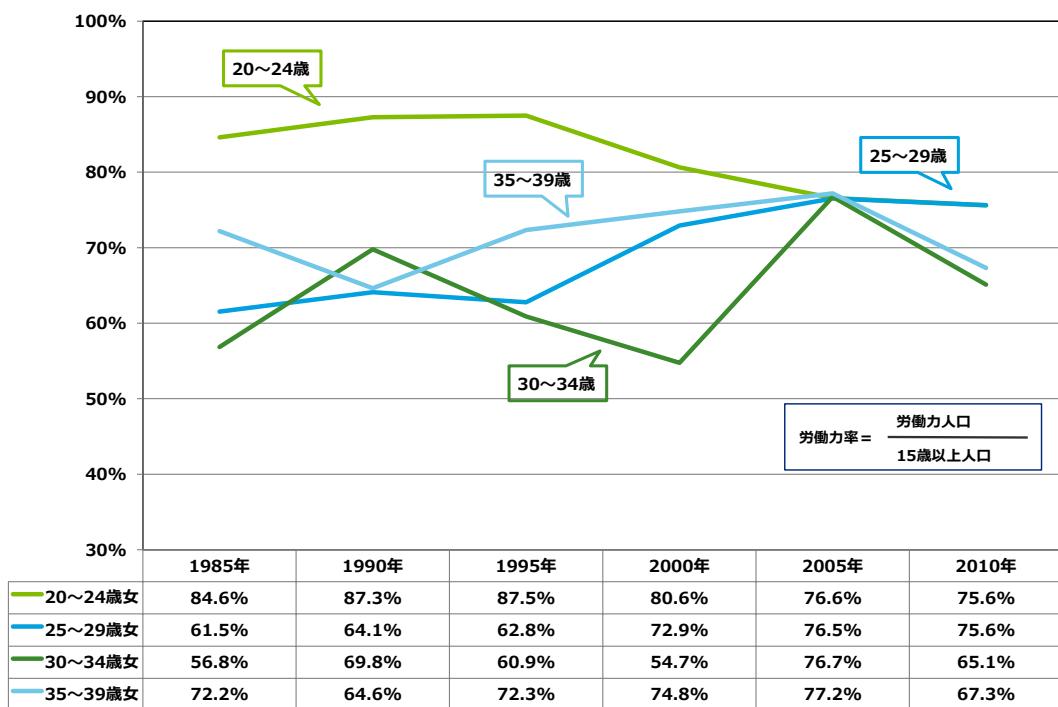


図 2-33 20 代～30 代女性の労働力率の推移 (年齢階級別) [国勢調査]

(2) 所得など

① 納税義務者数一人当たり課税対象所得

ニセコ町民の雇用者所得を、他自治体と相対的に大小を比較しながら把握するための目安として、「納税義務者数一人当たり課税対象所得」を整理した。この金額は、各市町村の課税対象所得を、所得割（住民税額のうち前年の所得に一定割合を掛けて求める部分）の納税義務者数で割って算出している金額である。

ニセコ町の納税義務者数一人当たり課税対象所得は、近年、減少傾向を示している。2014（平成26）年度は2,405千円であり、札幌市（3,022千円）だけでなく、近隣の倶知安町（2,722千円）や蘭越町（2,492千円）をも下回っている。

このことは、ニセコ町民の所得が、他自治体と比較して相対的に低いことを示している。ニセコ町の地域資源を生かした魅力的な仕事をつくり、いかに所得の向上につなげるかが課題である。

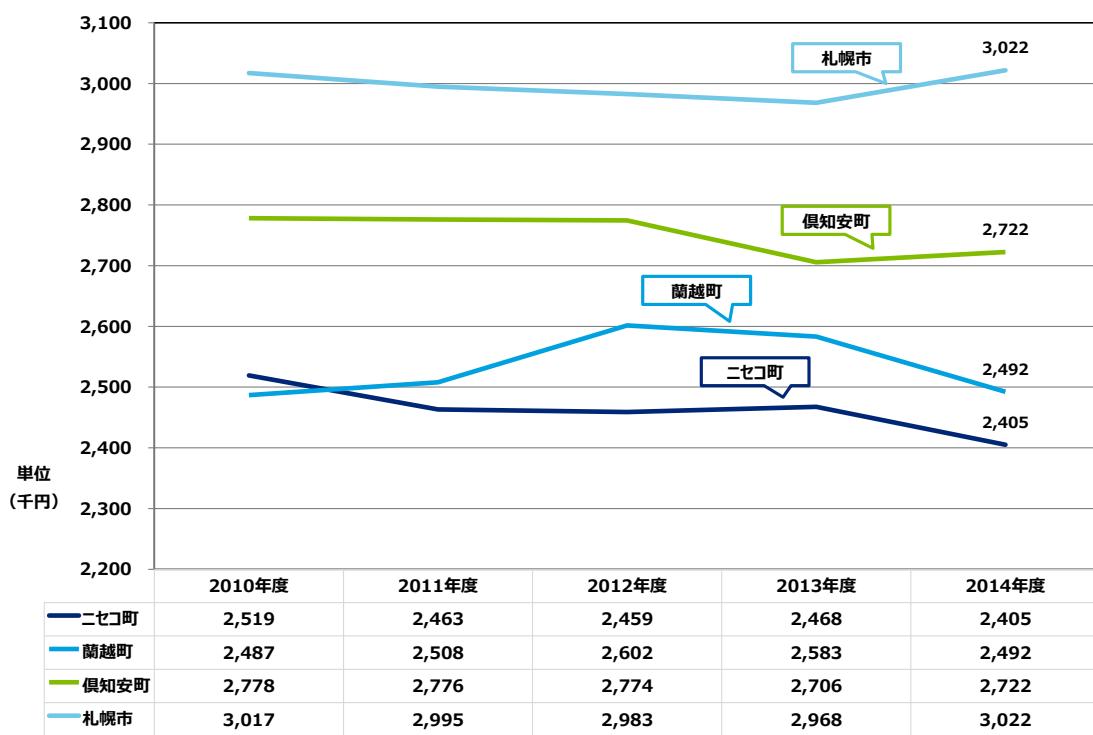


図2-34 納税義務者数一人当たり課税対象所得の推移
[市町村税課税状況等の調]

② 町内従業者の居住地、町内居住者の従業地

町内の地域経済循環を分析する一環として、町内従業者の居住地及び町内居住者の従業地を分析した。

(町内従業者の居住地)

ニセコ町内で働く従業者（2,256人）のうちニセコ町外に住んでいる人は537人（約24%）である。地域経済循環の側面からは、町外に住んでいる町内従業者の所得は、町外に流出していることになる。

もし、地域経済循環を市町村単位で考えるならば、これらの人人が町内に住むことにより、雇用者所得の町外への流出が減ることになる。また、これらの人々に町内に住んでもらうことを目指すには、町内の住宅の整備・確保とストックマネジメントについても併せて進めていく必要がある。

(町内居住者の従業地)

ニセコ町内に住んでいる従業者（2,316人）のうちニセコ町外で働いている人の割合は586人（約25%）である。

もし、地域経済循環を市町村単位で考えるならば、これらの人々は、雇用者所得として、町内へ資金を流入させていることになる。

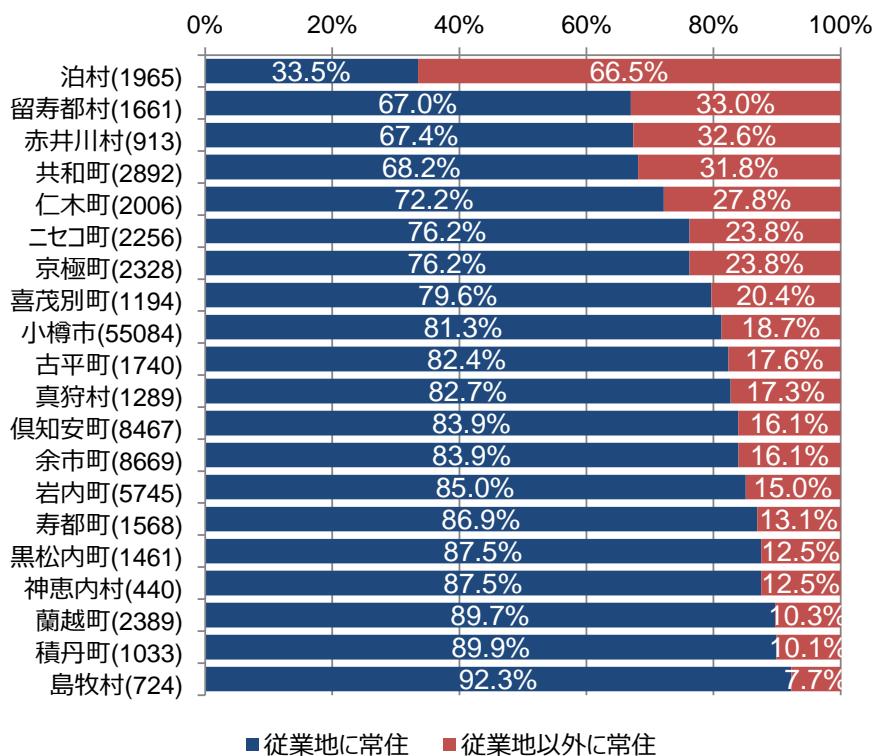


図 2-35 町内従業者の居住地 [国勢調査 (2010 (平成 22) 年)]

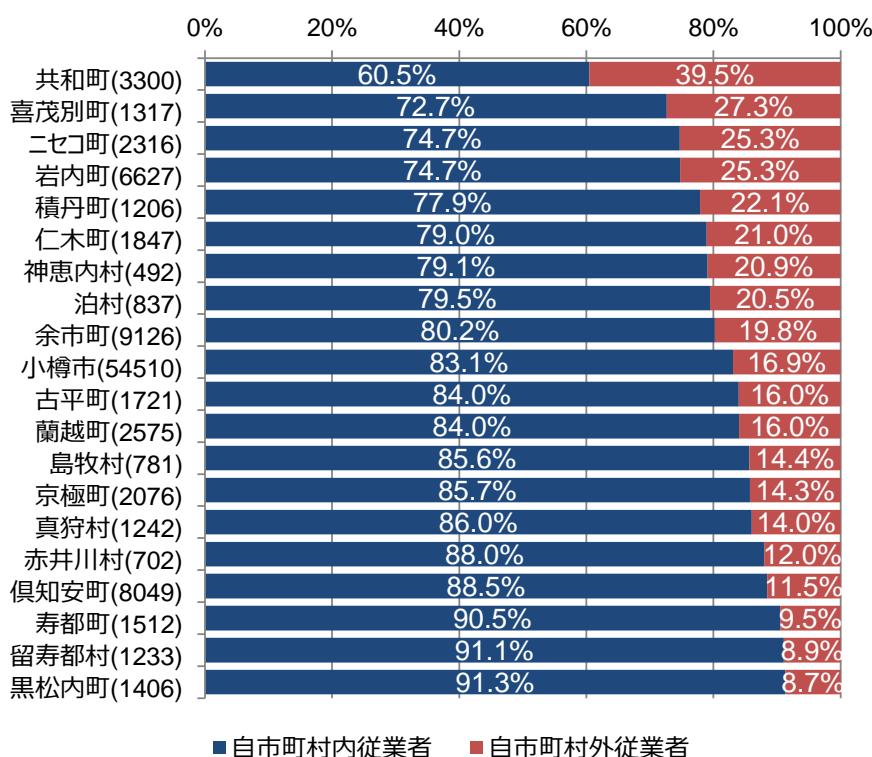


図 2-36 町内居住者の従業地 [国勢調査 (2010 (平成 22) 年)]

3. 将来人口の推計と分析

（1）将来人口推計

人口推計は、コーホート要因法により行った。コーホート要因法は、出生・死亡・人口移動の時間変化から人口の変化を捉える方法であり、合計特殊出生率と純移動率を仮定して人口を推計することができる。

総合戦略の推進によって将来目指していく人口推移として、町独自推計の結果を示す。町独自推計は、合計特殊出生率、純移動率及び住宅整備計画について、以下の仮定を置いて人口推計を行ったものである。

推計結果によれば、総合戦略の推進によって、総人口は、概して 5,000 人規模を維持して、2060 年には 5,253 人で推移することを見込んでいる。

<将来人口推計の仮定の考え方>

【合計特殊出生率】

2040 年にかけて希望出生率 1.8 に上昇

結婚・出産・子育て支援策を着実に実施することにより、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」（平成 27 年 11 月 26 日、一億総活躍国民会議）が示している「希望出生率 1.8」まで上昇させることを目指す。

【純移動率】

2060 年にかけて直近純移動率（2005（平成 17）年→2010（平成 22）年）の半減に抑える

我が国全体でも北海道全体でも人口減少が見込まれ、人口移動が大幅に減少することが見込まれる中であっても、社会増に着目した「まち・ひと・しごと創生」に重点的に取り組むことにより、人口の純移動率を半減に抑える。

【住宅整備計画】

2015（平成 27）年から 2025（平成 37）年までの 10 年間で 500 人分の住宅整備を目指す

近年の町内における住宅需要の高まりを踏まえて、直近の見通しに即した住宅整備数を、将来人口推計に考慮する。

※推計にあたっては、住宅整備計画を考慮して加算した人口の年齢別人口割合には、加算前の総人口と同一の値を用いている。

※2015（平成27）年の値は推計値である。

併せて、町独自推計に対する年齢区分別人口を示す。2060年にわたり、総人口自体は概して5,000人規模を維持する場合においても、老人人口が着実に増加していくことが読み取れる。

なお、将来人口推計は、北海道新幹線の新函館北斗・札幌間の開業（2030（平成42）年度末予定）による影響の見込みなどの動向を踏まえて、必要に応じて、見直しを検討することにより、より精度の高い推計を得ることも考えられる。

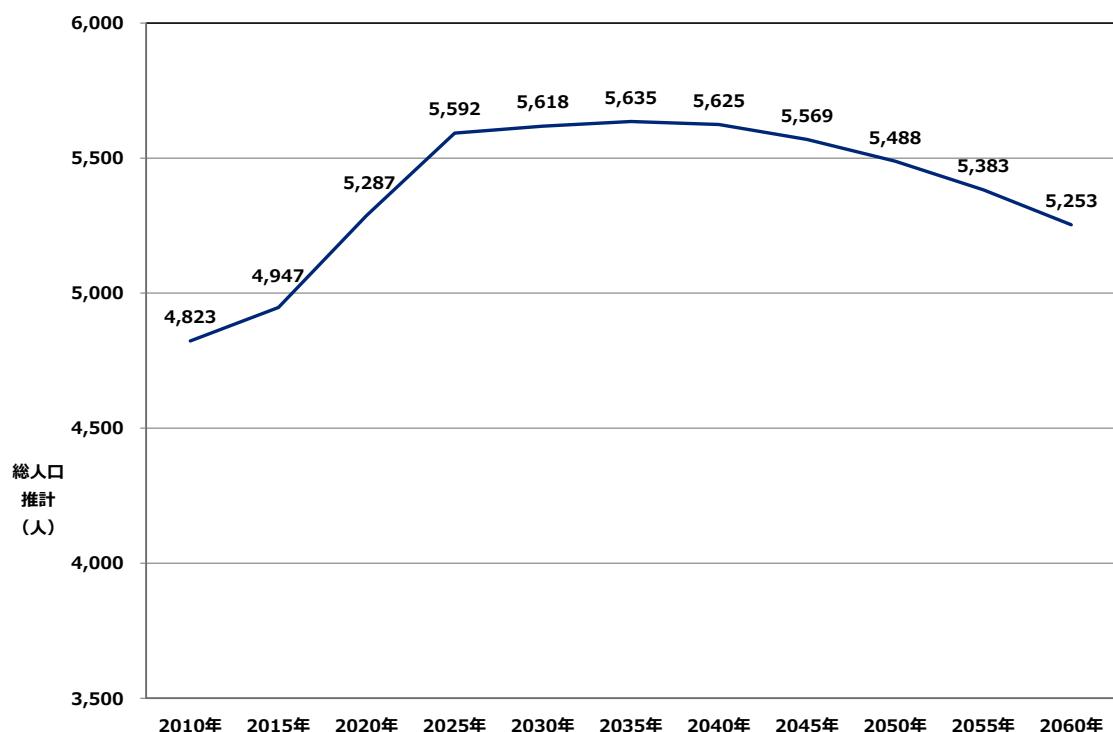


図2-37 将来人口推計（総人口）

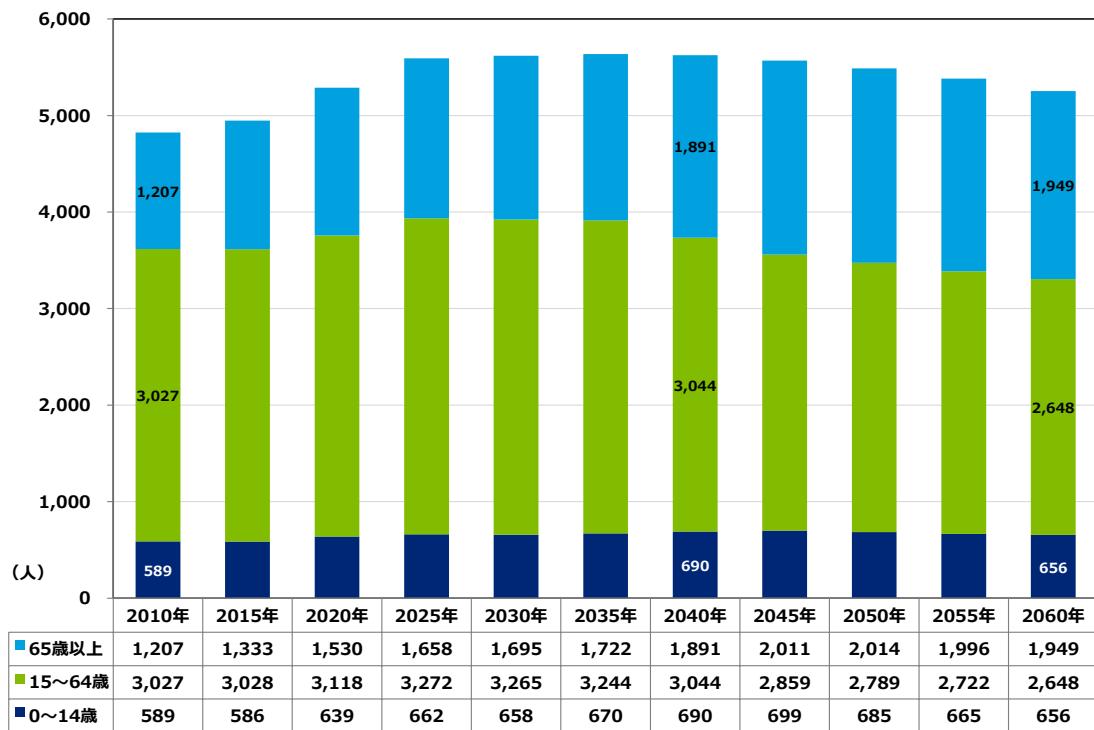


図 2-38 将来人口推計（年齢区分別人口）

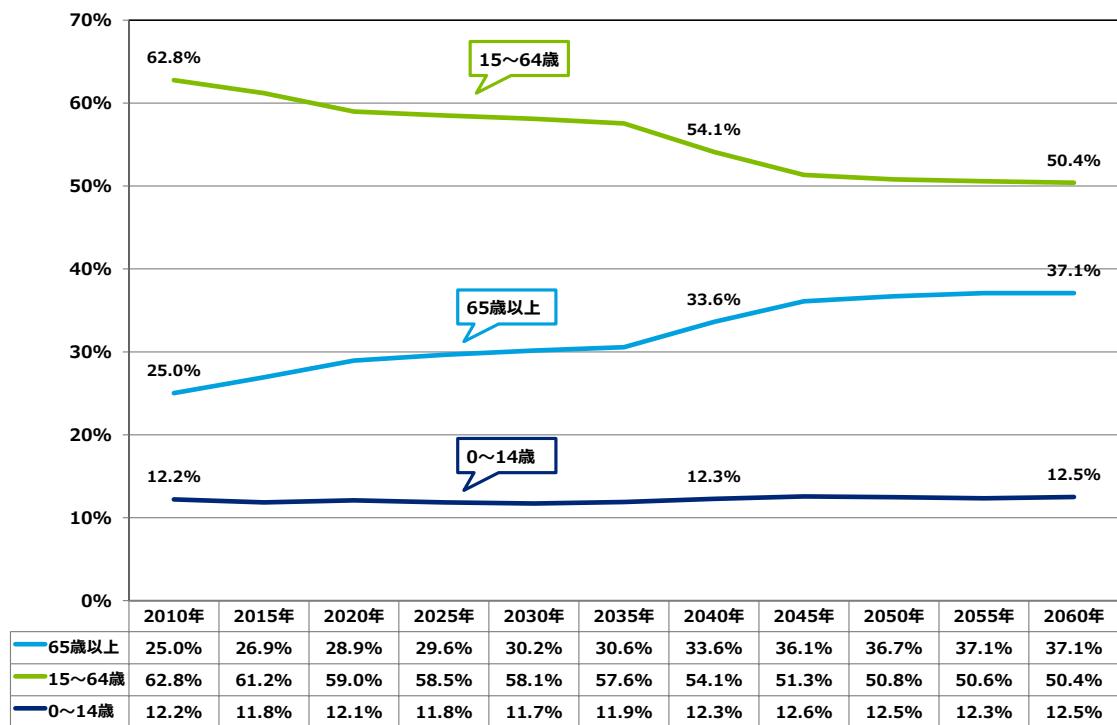


図 2-39 将来人口推計（年齢区分別人口比率）

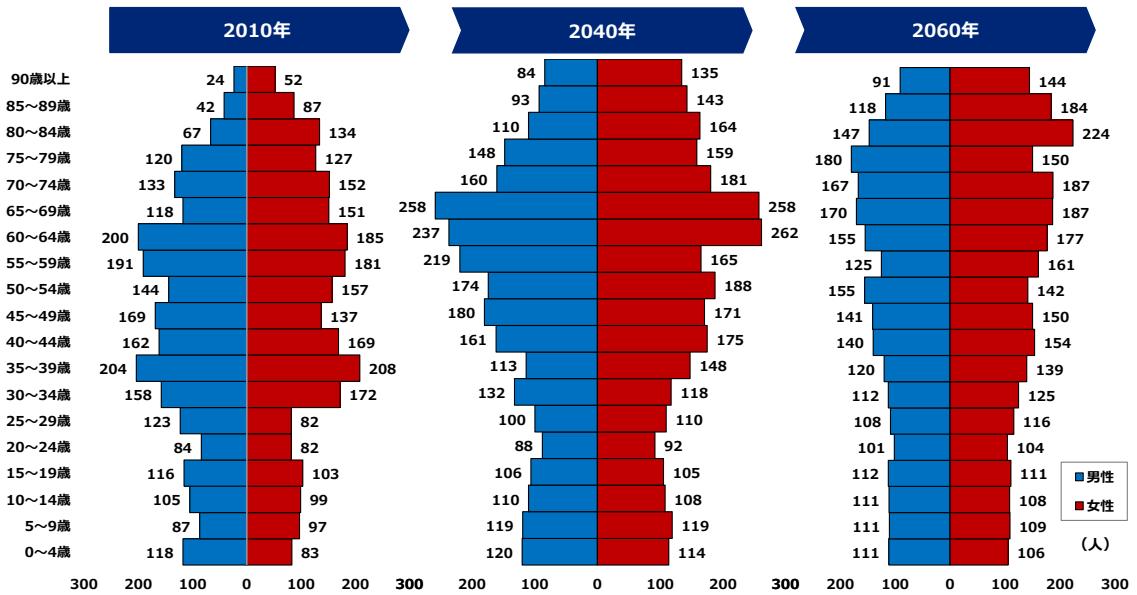


図 2-40 将来人口推計（年齢区分別・男女別人口構成）

※端数処理のため、総人口（推計値）と年齢区分別人口（推計値）の合算とが一致しないことがある。

表 2-3 直近純移動率（性別年齢 5 歳階級別）
 (2005 (平成 17) 年→2010 (平成 22) 年) [国勢調査]

年齢 5 歳階級	男性	女性
0~4 歳 → 5~9 歳	0.013	0.091
5~9 歳 → 10~14 歳	▲0.018	▲0.048
10~14 歳 → 15~19 歳	▲0.040	▲0.028
15~19 歳 → 20~24 歳	▲0.261	▲0.187
20~24 歳 → 25~29 歳	0.222	0.283
25~29 歳 → 30~34 歳	0.249	0.305
30~34 歳 → 35~39 歳	0.145	0.212
35~39 歳 → 40~44 歳	0.263	0.138
40~44 歳 → 45~49 歳	▲0.017	▲0.110
45~49 歳 → 50~54 歳	▲0.076	0.100
50~54 歳 → 55~59 歳	0.071	0.066
55~59 歳 → 60~64 歳	0.100	0.047
60~64 歳 → 65~69 歳	0.030	0.020
65~69 歳 → 70~74 歳	0.026	▲0.009
70~74 歳 → 75~79 歳	▲0.022	▲0.038
75~79 歳 → 80~84 歳	▲0.044	0.084
80~84 歳 → 85~89 歳	▲0.000	▲0.038
85 歳～ → 90 歳～	0.087	0.026

※純移動率は、純移動数（転入数と転出数の差）を期首人口で割った値である。

例えば、「2005 年→2010 年の 0~4 歳→5~9 歳の純移動率」は、下記のように算出する。

「2005 年→2010 年の 0~4 歳→5~9 歳の純移動率」

$$= (2005 \text{ 年} \rightarrow 2010 \text{ 年} \text{ の } 0 \sim 4 \text{ 歳} \rightarrow 5 \sim 9 \text{ 歳の純移動数}) \div (2005 \text{ 年の } 0 \sim 4 \text{ 歳人口})$$

※年齢不詳の人口移動を按分している影響などにより、実際の値とは異なる可能性がある。

※国勢調査に基づき、内閣府地方創生推進室が算出したデータである。

(2) 将来人口に及ぼす自然増減、社会増減の影響度の分析

自然増減、社会増減のいずれが変化した方が、ニセコ町の将来人口により大きな影響を及ぼすかを分析した。

住宅整備計画を考慮せず、合計特殊出生率、純移動率とも現状値を仮定した、架空の人口推計に対して、合計特殊出生率又は純移動率が、最悪シナリオまで低下するという仮定をしたときの将来人口推計を比較した。

2060 年にかけて合計特殊出生率が過去最低値（1.12：2003（平成 15）年～2007（平成 19）年）に下がる仮定をすると、2060 年には約 500 人の差が生じることが見込まれる。これに対して、2060 年にかけて純移動率がゼロとなる仮定をすると、2060 年には約 1,000 人の差が生じることが見込まれる。

このことは、ニセコ町の総人口が、自然増減よりも、社会増減による影響をより強く受けることを示している。つまり、自然増減対策（出生数の増加や死亡数の低減）よりも、社会増減対策（転入数の増加や転出数の低減）に重点的に取り組む方が、ニセコ町の総人口を維持する面からは、より高い効果が見込まれることになる。

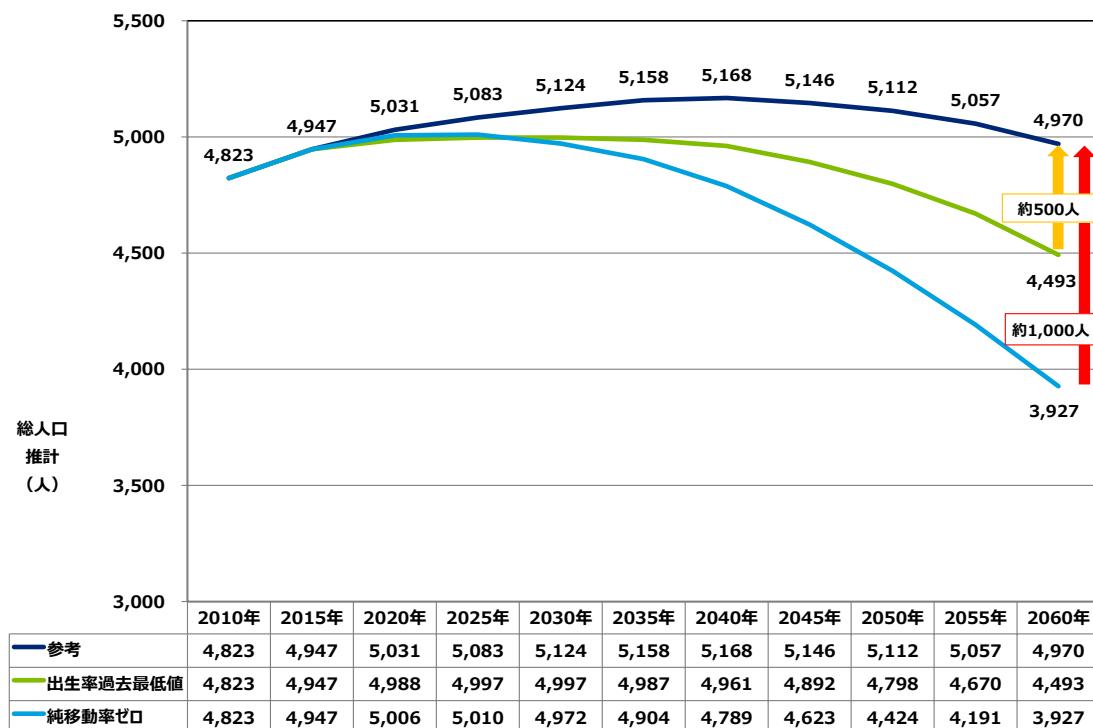


図 2-41 自然増減と社会増減の影響度の比較

4. 人口の変化が地域の将来に与える影響

我が国の人団減少に伴って、ニセコ町において将来どのような影響が生じるかを分析・考
察した。

① 労働力不足

将来人口推計（年齢区分別人口比率）によれば、生産年齢人口（15歳以上 65歳未満）の減少が考えられる。2010（平成22）年の3,027人（62.8%）に対して、2060年には2,648人（50.4%）に下がることから、将来、地域の労働力が不足気味になることが見込まれる。

② 高齢化

将来人口推計（年齢区分別人口比率）によれば、老人人口（65歳以上）の増加が考えられる。2010（平成22）年の1,207人（25.0%）に対して、2060年には1,949人（37.1%）に増加することが見込まれる。

集落別に年齢区分別人口を分析したところ、2015（平成27）年9月時点で、すでに超高齢社会を迎えている集落が多数存在している。これらの集落では、わずかな人口変化でも、影響を受けるおそれも考えられる。

高齢者の増加により、医療、買い物、除雪など、高齢者の生活に密着した課題が顕著になるおそれがある。また、高齢者の医療費の増加も考えられる。現在、「地域保健医療施設運営補助」として、広域で行われている救急医療や地域医療の充実対策に必要な経費について広域町村で財政支援しているが、将来、その負担額が増加していくことも考えられる。さらに、介護の担い手が地域全体で不足していくことも考えられる。

一方、元気な高齢者については、その豊かな経験を生かして、より積極的にまちづくりに貢献していくという観点もますます重要となる。

※超高齢社会：65歳以上が21%超（WHO（世界保健機構）の定義）

※集落：「北海道集落実態調査」の定義に基づく集落を抽出。同調査では、一定の土地に数戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位であり、市町村行政において扱う行政区の基本単位を「集落」としている。

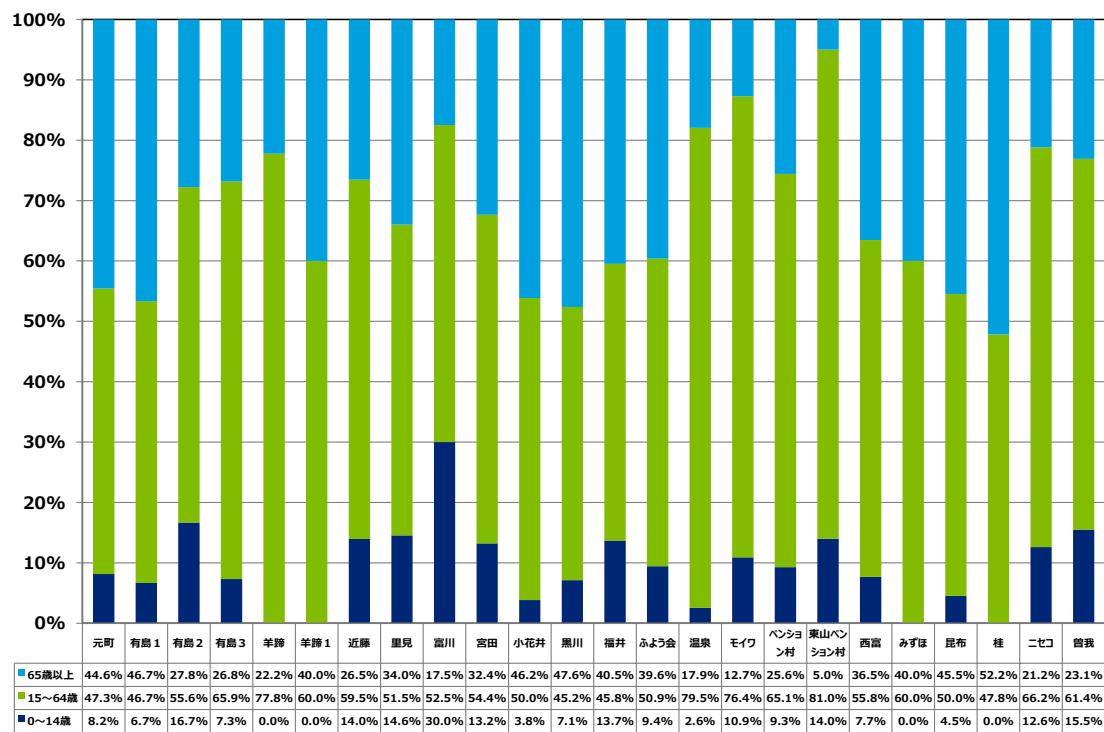


図 2-42 各集落の年齢区分別人口（割合）
[北海道集落実態調査（2015（平成27）年9月）]

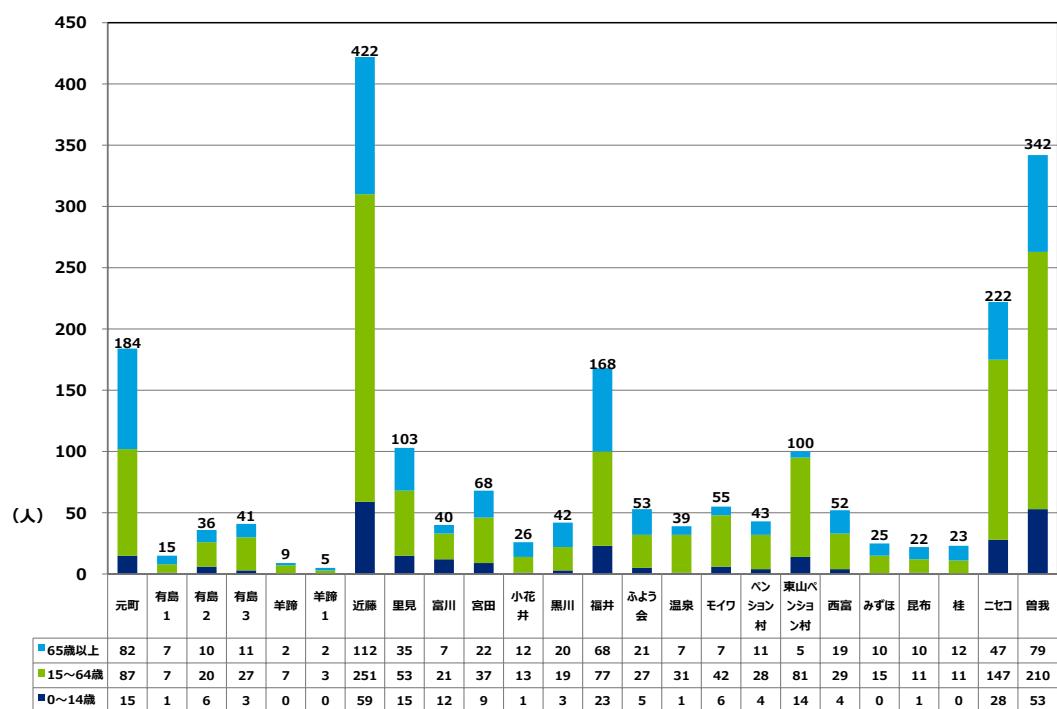


図 2-43 各集落の年齢区分別人口（人数）
[北海道集落実態調査（2015（平成27）年9月）]

IV. 人口分析の結果のまとめ

1. 人口の現状分析

- 総人口は、1980（昭和 55）年に下げ止まり、それ以降は、概して一貫して増加傾向を維持している。
- ニセコ町の人口増加は、社会増（転入数が転出数を上回る）に起因する。

【自然減】

- 出生数は、2005（平成 17）年以降は増加傾向を示しているが、概して出生数が死亡数を下回る傾向が続いている。
- 合計特殊出生率は、減少傾向にあったが、2008（平成 20）年～2012（平成 24）年には増加に転じて、1.45となった。
- 有配偶率が減少傾向にある。未婚の理由は、「結婚をしたいと思える相手がない」が多く、特に男性は、「家族を養うほどの収入がない」も多い。

【社会増】

- 外国人を含めてほぼ全ての年齢層にわたり、転入数が転出数を上回る。
- 子育て世代がニセコ町に転入している。
- 20 代の転入者が多い。他の市町村と比べて、若者の転入を積極的に呼び込める可能性がある。
- 人口集中の加速が課題となっている東京圏と札幌市に対して、転出が超過している。
- 居住者は、豊かな自然環境、静かな環境、景観、スキー場などのアクティビティ、ニセコのブランド力に対する満足度が高い。

2. 就業・雇用などの現状分析

- 地域全体で働き手が不足しているにも関わらず、「サービスの職業」などの求人が求職者のニーズにマッチングしておらず、完全失業者数の増加や、女性の労働力率の低下を引き起こしていると考えられる。
- 町民の所得が、他自治体と比較して相対的に低い。
- 町外からの民間投資が多く得られている強みがある一方、民間消費や調達を町外に頼っている。
- 町外との収支が収入超過になっている産業は農林水産業のみ。サービス業や卸売・小売業については町外との収支が支出超過になっている産業であり、町の基盤産業の一つである観光業において町外との収支が支出超過となっている。

3. 将来人口の推計と分析

- 「2040 年にかけて希望出生率 1.8 に上昇」、「2060 年にかけて直近純移動率（2005（平成 17）年→2010（平成 22）年）の半減に抑える」、「2015（平成 27）年から 2025（平成 37）年までの 10 年間で 500 人分の住宅を整備する」を目指すことにより、2060 年に総人口約 5,000 人強で推移することが推計できる。
- 自然増減よりも、社会増減に向けた対策を重点的に図る方が、ニセコ町の総人口を維持する面からは、より高い効果が見込まれる。

4. 人口の変化が地域の将来に与える影響

- 地域の労働力が不足気味になることが見込まれる。
- 総人口が減らなくても老人人口は着実に増加していくことが見込まれ、現時点で、すでに超高齢社会を迎えている集落が多数存在する。

第3部 自治創生総合戦略

I. 人口ビジョンにより見出した目指すべき将来の方向

人口分析の結果などを踏まえ、ニセコ町が「町民が環境を生かすまち」を掲げて目指すべき将来の方向を示す。

(1) 仕事づくり

<人口ビジョンなどにより見出した問題意識>

- 地域全体で働き手が不足しているにも関わらず、「サービスの職業」などの求人が求職者のニーズにマッチングしておらず、完全失業者の増加や、女性の労働率の低下の傾向がみられる。
- ニセコ町の納税義務者数一人当たり課税対象所得が減少傾向にある。ニセコ町民の所得は、他自治体と比較して相対的に低い。
- 民間消費や調達を町外に頼っている。町の基盤産業の一つである観光業において町外への支出が超過している。
- 多様な働き方を実現するには、町内の住宅不足は特に深刻である。「ニセコ町に住みたいのに住めない人」の存在が相当数見込まれ、住宅の確保が困難なため働き手を確保できない民間企業がいる状況まで起こりつつある。



<目指すべき将来の方向>

- ニセコ町の地域経済循環分析を踏まえると、地域資源を生かし、民間消費や調達を町内で受け止められる魅力的な仕事を生むことが、地域経済循環の構築と「稼ぐ力」の強化や、減少傾向にある所得の向上にもつながる。
- ニセコ町の地域資源を生かした、魅力的で収入が安定した仕事をつくるとともに、「季節雇用など働き方を選択できる」に象徴されるような、ライフスタイルに応じた多様な働き方のニーズがあることから、自分で新たな仕事を見つけやすくする、自分で新たな仕事を始めやすくするなど、正規職員の雇用創出だけにこだわらず、多様なライフスタイルに対応した働き方を実現できる環境づくりを進める。

(2) 社会増対策

<人口ビジョンなどにより見出した問題意識>

- 現在、ニセコ町は多くの転入者によって人口が増加しているが、全国的な人口減少が進んでいく中では、将来にわたり転入者が多く、人口増加が続いている保証はない。
- 自然増減と社会増減の影響度をみたところ、自然増よりも、社会増に向けた対策を重点的に図る方が、ニセコ町の総人口を維持する面からはより高い効果が得られる。社会増の傾向を保てないと、ニセコ町の人口は劇的に減少することになる。



<目指すべき将来の方向>

- 全国的に人口減少が進んでいく中においても社会増を維持することに着眼して、総合戦略に具体的な施策を位置づける。
- 社会増を重点的に図り、若者がニセコ町に移住・定住した後に子どもを出産すれば、出生数の増加にもつながっていく。

① 東京圏・札幌市からの人の流れづくり

<人口ビジョンなどにより見出した問題意識>

- 創生法の背景にもなっている、人口集中の加速が課題となっている東京圏・札幌市に対する転出超過がみられ、東京圏・札幌圏への人口集中に歯止めをかけるような人の流れを増やす余地がある。



<目指すべき将来の方向>

- ニセコ町は、これまで、多様な移住者、外国人観光客などを受け入れ、地域性豊かなまちづくりを進めてきた。将来に備えて、東京圏や札幌市からの人の流れを増やすとともに、より質の高い定住環境づくりについても進めていく。
- 観光業は、ニセコ町の豊かな自然環境を生かした基盤産業であり、ニセコエリアの仕事づくりの面からも重要である。実際にニセコ町に足を運んでもらうことが、ニセコ町への移住・定住を考え始める第一歩につながる場合も考えられる。
- なお、ニセコ町の地域経済循環分析によれば、観光業において町外への支出が超過していることから、観光需要を町内で受け止める仕組みの強化と併せて取り組む必要がある。

② 若者の流れづくり

<人口ビジョンなどにより見出した問題意識>

- 町内に普通科高校と大学がなく、ニセコ町で生まれ育った人材が町内に残りにくいと考えられるにも関わらず、20代を中心とした若者の転入者が多い。
- 自治創生町民アンケートで「ニセコ町内に住み続けたい」と回答した学生は 25%であった。他の市町村と比べて、若者を積極的に呼び込める可能性がある。



<目指すべき将来の方向>

- ニセコ町で生まれ育った若者や、流入してきた若者に、ニセコ町への誇りや愛着を持つもらうことで、将来のニセコ町へのUターンや定住につなげる。
- 町を離れた若者が、ニセコ町の魅力を町外で発信することにより、IJターンの増加にもつなげる。
- なお、地方創生は、地域の自立を目指しており、地域を支える人材の育成は必須である。「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」（平成 27 年 6 月閣議決定）においても、地方創生の深化のため、新たな「担い手」づくり（地方創生の事業推進主体の育成や専門人材の確保・育成）を進めるべき旨が示されている。

また、人口減少問題は、ニセコ町単独の努力だけで全て解決できるものとは限らないことや、地方版総合戦略が、自治体にとっての地域経済戦略であり、行政だけではなく、各自治体のあらゆる関係者が総合戦略の推進主体になり得ることなどを踏まえ、「ニセコ町とニセコエリアのブランド力を生かした連携強化」についても、目指すべき将来の方向の一つに据えることとする。

以上を踏まえ、人口ビジョンなどで見出した課題と総合戦略の基本目標の対応を、以下のとおり整理した。

なお、基本目標4は、基本目標に対する数値目標は定めず、具体的な施策に対する数値目標のみ設定する。基本目標4は、基本目標1～3に位置づけた具体的な施策を対象として、連携して取り組むことでより高い効果を得ることを趣旨としており、基本目標に対する数値目標の設定がなじまないためである。

表 3-1 人口ビジョンなどで見出した課題と基本目標の対応

No	課題	基本目標	
1	【仕事】 魅力的で収入が安定した仕事が少ない	ニセコ町の地域資源を生かし、多様な働き方を実現できる環境づくり	
2	【社会増対策】 東京圏・札幌圏への人口集中に歯止めをかけていない	ニセコ町との交流人口の拡大と定住環境づくり	ニセコ町とニセコエリアのブランド力を生かした連携強化
3	【社会増対策】 若者を積極的に呼び込める可能性がある	ニセコ町への誇りや愛着を持つ人材の育成	

II. 自治創生の推進

ニセコ町の自治創生を着実に推進し、成果につなげられるよう、以下に示す推進体制を構築するとともに、PDCA サイクルによる総合戦略のフォローアップを行うものとする。

(1) 推進体制

(推進組織)

- 自治創生の推進に係る総合的な検討の場として、ニセコ町自治創生協議会（町民と産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体・言論界（産官学金労言）で構成）（以下「協議会」という。）を置く。
- 協議会の委員には、まちづくり基本条例第 31 条（審議会等の参加及び構成）の規定に基づき、町民委員（公募）を含むものとする。また、総合戦略の効果検証などの妥当性・客觀性を担保するため、外部有識者を含むものとする。
- なお、総合戦略は、創生法第 10 条の規定に基づき、北海道が同法第 9 条に基づく都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略として定めた「北海道創生総合戦略」（平成 27 年 10 月、北海道）を勘案して定めるよう努めなければならない。このため、協議会への北海道後志総合振興局のオブザーバー参画などにより、「北海道創生総合戦略」を勘案するよう努めるものとする。
- ニセコ町役場内の推進組織として、ニセコ町自治創生推進本部会議（本部長：町長、副本部長：副町長、本部員：課長など）を置き、自治創生に関する施策を全局的に推進する。
- 各推進組織の検討内容などの動向に応じて、協議会に委員として参画していない関係者の意見についても収集・反映していく。
- 住民自治の趣旨を踏まえ、協議会とは別に、町民主導による、より地元に根差した推進組織の立ち上げと連携についても検討する。

(町民意見の収集・反映)

- ニセコ町は、まちづくり基本条例に基づき、「住むことが誇りに思えるまち」を目指し、町民の「自治」を基本としたまちづくりを実践してきた。「自治創生」においても、同条例に基づくまちづくりの実践を基本として、多様なアプローチをかけて町民と連携し、町民意見の収集・反映を特に丁寧に進めていく。

- 協議会への町民委員（公募）の参画に限らず、まちづくり町民講座や意見交換会（町民参加型の場）、アンケート・ヒアリング調査などの機会を積極的に設ける。特に、町民参加型の場については、様々な属性（国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境など）の町民が参加して多種多様な意見を収集できるよう、継続的に企画内容の工夫に努める。
- 町民から選ばれた公職者であるニセコ町議会議員との意見交換の機会についても、積極的に設ける。

（町外との交流・連携・ネットワークの活用）

- 協議会への外部有識者の参画だけでなく、自治創生の取組内容を報道機関や町外にも積極的に発信して、その結果や反響として得られた意見を収集・反映することにより、町外の客観性な外部の目線を取り入れながら自治創生を進める。
- 町外の地方創生の最先端の事例についても積極的に収集・反映することで、より客観性のある質の高い自治創生を実現する。

（2）PDCAサイクルによるフォローアップ

- 総合戦略の推進にあたっては、主権者たる町民一人ひとりが、まちづくりを自分事として考える必要がある。総合戦略は、ニセコ町役場だけのものではなく、ニセコ町全体が自治創生の推進主体である。ニセコ町役場に限らず、町民や関係機関の連携により自治創生を推進するものとする。
- 総合戦略の策定だけで終わらず、総合戦略に基づく自治創生の取組を着実に推進するため、総合戦略のフォローアップを行う。また、フォローアップを介して、町民や関係機関などの担い手との連携体制を継続的に強化していく。
- フォローアップは、総合戦略で設定した数値目標を元に、実施した施策・事業の進捗状況や効果の客観的な検証を毎年行い、改善を図るPDCAサイクルにより行う。
- 総合戦略は、フォローアップ結果や状況変化などに応じて具体的な施策などを見直すなど、“生きた総合戦略”として柔軟に改訂することができる運用とする。
- ニセコ町全体で連携して、総合戦略に位置づけた施策・事業を磨いていく仕組みがPDCAサイクルによるフォローアップである。フォローアップの結果、数値目標と比較して進捗状況や効果が確認できない施策・事業があれば、当該施策・事業の廃止を含めた改善・見直しを検討するとともに、事業の優先度や費用対効果などを勘案した上、町予算にも反映していく。

- ▶ なお、進捗状況や効果については、数値目標の達成状況だけでなく、総合戦略の推進によって町が目指す姿に近づいているかについても念頭に置いて検証する必要がある。これにより、数値目標自体の妥当性についても検証することが可能となる。
- ▶ 総合戦略のフォローアップ結果は、検討過程とともに公表する。また、総合戦略を変更したときは、創生法第10条第3項の規定を踏まえ、遅滞なく公表するものとする。
- ▶ 地方創生に係る国の交付金を活用して実施した施策・事業については、各交付金の交付要綱などの規定に基づき、数値目標の達成状況などを検証するとともに、検証結果を国に報告する。

表3-2 フォローアップの年間スケジュール

時期	作業内容
4月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生の最新動向などの収集・発信（町の連携体制の強化） ・統計情報などの更新状況・予定の把握 ・フォローアップ方針の検討 ・施策・事業の実施状況、町民意見などの収集・整理
10月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ結果の検討 ・施策の見直し、翌年度予算への反映 ・フォローアップ結果の公表 ・総合戦略の見直し（必要に応じて）

<PDCAサイクル>

- ▶ Plan-Do-Check-Action の略称。
- ▶ Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。
- ▶ Plan-Doとして効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Checkとして地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Actionとして検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

出所：「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」（平成26年12月27日閣副第979号、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官・内閣府地方創生推進室長）

III. 基本目標と具体的施策

人口ビジョンなどから見出された、我が国の人団減少に伴ってニセコ町において将来生じる課題・影響に対応するため、**<基本目標>**を定める。「町民が環境を生かすまち」を目指して、各**<基本目標>**に対応した**<基本的方向>**に沿って、**<数値目標>**で進捗状況のフォローアップを行いながら**<具体的施策>**を推進することが、**<目指す姿>**の実現につながる。

表 3-3 用語の解説・位置づけ

用語	解説・位置づけ
<基本目標>	・人口減少問題の克服にあたっての町の地域課題や影響などに対応した目標
<基本的方向>	・ <基本目標> の達成に向けて推進する政策やその効果の大まかな見通し
<具体的施策>	・ <基本目標> や <基本的方向> を実現するための方法
<数値目標>	・ <基本目標> の達成に向けて <具体的施策> を実施して、目的どおりの効果が得られ、 <目指す姿> （町の将来像）を実現した状態を、数値で表現したもの。 ※ [] 内は、数値目標を設定した指標が把握されている統計資料名などを示す。 ※ [] で統計資料などが示されていない数値目標は、町が取組実績を別途把握・集約する。
<目指す姿>	・ <基本目標> を達成したときに実現される町の将来像 ・ <具体的施策> の実施による効果が目的どおり得られたときに実現される町の将来像

基本目標 1：ニセコ町の地域資源を生かし、多様な働き方を実現できる環境づくり

＜基本的方向＞

ニセコ町の地域資源を生かした魅力的な仕事を生むとともに、通年で安定して働く、季節雇用のかけもちで働く、起業して新規事業にチャレンジする、働く場所に制約のない仕事をする、子育てとの両立をしながら働くなど、多様なライフスタイルに対応した働き方を実現できる環境を整備し、安定した収入が得られるようにする。

＜数値目標＞

数値目標	基本目標が目指す姿
<ul style="list-style-type: none">・完全失業者数：250 人以下（平成 32 年度） [国勢調査]・納税義務者数一人当たり課税対象所得：2,500 千円（平成 31 年度） [市町村税課税状況等の調]	<ul style="list-style-type: none">・ニセコ町に魅力的な仕事が生まれ、定住に必要な仕事・収入が確保しやすくなる

＜具体的施策＞

具体的施策	数値目標	施策が目指す姿
<ul style="list-style-type: none">● 地域経済循環の構築と「稼ぐ力」の強化 ニセコ町の地域資源を生かしながら、化石燃料などの購入などによる町外への資金流出を減らし、町内の地域経済循環を高め、地域の「稼ぐ力」を培う。 ・環境モデル都市アクションプランに基づく省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガス総排出量（CO₂ 換算）：33,503 t-CO₂ 以下（平成 32 年度） ・ごみ総排出量：	<ul style="list-style-type: none">・ニセコ町の経済活動がよりニセコ町の利益につながるようになる ・ニセコ町外へ資金が出て行きにくくなる

<ul style="list-style-type: none"> - 環境クオリティ認証制度による観光事業者の環境配慮活動ランク付けの導入 - 町民の自転車利用や省エネ活動などのエコ活動に対して地域の商店で使える地域商品券として還元するエコポイント制度の創設 - 観光客に対する目的税の導入と CO2 削減への還元 - JR二セコ駅前への地域熱供給の導入 - 再生可能エネルギーによるエネルギー供給組織の立ち上げ - ニセコグリーンバイクの導入推進 - ごみのゼロエミッション - 住宅省エネルギー改修補助 ・町内の企業や商店街の育成・支援 ・対日直接投資を地域経済循環の構築と「稼ぐ力」の強化に生かす方法の検討 	<p>950g／人日以下（平成 31 年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ニセコ町の地域資源を生かした魅力的な仕事が生まれる
<p>●季節雇用と担い手のマッチング</p> <p>後志総合振興局などの地域関係機関などとも連携して、ニセコエリアの季節雇用と担い手のマッチングを進める。</p>	<p>・「季節雇用と担い手のマッチング」のモデルケースの構築： 1 件（平成 27 年度～31 年度の合計）</p>	<p>・多様なライフスタイルに対応した働き方を実現できるようになる</p>
<p>●ビジネススキル・ノウハウの習得支援</p> <p>商工会や地域金融機関などと連携して、創業や事業拡大のスキル、ニセコエリアでビジネスや季節労働を進める際のノウハウなどを習得する場を設け、人脈ネットワークの構築にもつなげる。</p> <p>・ニセコビジネススクール</p>	<p>・支援を受けた人から地域金融機関への融資などの相談件数： 5 件（平成 27 年度～31 年度の合計）</p>	<p>・新たな仕事を見つけやすくなる</p> <p>・自分で新たな仕事を始めやすい環境が整う</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・季節労働者向けの導入研修 ・ビジネスセミナー ・ビジネスマッチング 		
<p>●創業や事業拡大、企業立地に向けた環境整備</p> <p>創業や事業拡大のための環境づくりと場づくりなど、支援策のさらなる充実を図る。また、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づく地域産業活性化計画の国認定を受け、特に地域資源活用、環境・新エネルギー、観光リゾート及び情報通信の関連産業について、企業立地に係る国の支援を受けられる環境を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の整備 ・産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づく創業支援事業計画の策定 ・ニセコ中央倉庫群の活用（活動拠点の整備・確保） ・にぎわいづくり起業者等サポート事業 ・中小企業特別融資 ・クラウドファンディングによる資金調達 ・地域産業活性化計画（平成 28 年度～32 年度）の策定 ・「ニセコ町企業立地ガイドライン」の周知（必要に応じて見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設事業所数： 50 件（平成 27 年度～31 年度の合計）【経済センサス】 ・ニセコ中央倉庫群のチャレンジショップ出店延べ件数：90 件（平成 31 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で新たな仕事を始めやすい環境が整う
<p>●地域農業の担い手の育成・確保</p> <p>農家の高齢化や後継者不足に対応するため、地域ぐるみで農家の担い手確保に向けた環境づくりを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農資金による支援件数：15 件（平成 27 年度～ 31 年度の合 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の仕事の魅力が高まり、農業の担い手確保につながる

<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者（後継者、新たな参入者など）の育成支援 ・中核的担い手（認定農業者、指導農業士、農業士）の育成支援 ・農家後継者のパートナー支援（グリーンパートナー推進協議会の活用による町内外の女性との交流会など） ・農業青年会の活動支援 ・国営緊急農地再編整備事業の推進 	計)	
<p>●ニセコ町産農作物のブランド化 クリーン農業（環境保全型農業）などにより、ニセコ産農作物（米や野菜）のブランド化と販売促進を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅「ニセコビュープラザ」の直売所などのニセコ町産農作物の販売 ・ビジネスマッチング（農家と農作物加工業者・販売業者や観光業者など） ・新作物や新技術の導入へのチャレンジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅「ニセコビュープラザ」の直売所でのニセコ町産農作物の売上：309百万円（平成 31 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の仕事の魅力が高まり、農業の担い手確保につながる
<p>●ワイン特区を生かした農業の担い手確保と付加価値向上 ワイン特区の特例措置（ワイン製造に係る酒類製造免許の最低製造数量基準の緩和）を生かして、ワイン用ブドウ栽培を目指す新規就農者や醸造所開設希望者を積極的に受け入れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民や移住希望者への特例措置の内容の情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワイン特区を活用して確保した新規就農者及び醸造所開設希望者の人数：3人（平成 31 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の仕事の魅力が高まり、農業の担い手確保につながる
<p>●住宅の整備・確保とストックマネジメント ニセコエリアの住宅不足に対応して、住宅の確保（住み替え・マッチング、空き家対策など）とストックマネジメントを進めるとともに、高齢者・子育て世代・単身世帯などの世帯の種類に対応した適正な規模・機能を備えた住宅への居住を促していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家率：5%以下（平成 31 年度） ・空き家数：140 戸以下（平成 31 年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニセコ町の働き手が町内で住宅を確保しやすくなる

<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の整備とストックマネジメント ・民間集合住宅（アパートなど）の誘致・建設 ・民間集合住宅に対する固定資産税の減免 ・土地開発公社との連携による宅地整備 ・住宅のミスマッチ解消 ・住宅省エネルギー改修補助【再掲】 ・空き家の解体又は利活用 ・しりべし空き家バンクとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅整備戸数：250戸（平成 27 年度～31 年度の合計） 	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------	--

基本目標 2：ニセコ町の交流人口の拡大と定住環境づくり

＜基本的方向＞

観光業などを介してニセコ町の魅力を発信することで交流人口を拡大するとともに、子育て環境などの定住環境を整備する。

＜数値目標＞

数値目標	基本目標が目指す姿
・総人口の社会増減：400 人増加（平成 27 年度～31 年度の合計） [住民基本台帳]	・ニセコ町への移住者が多い傾向が続き、人口規模が維持される

＜具体的施策＞

具体的施策	数値目標	施策が目指す姿
<ul style="list-style-type: none">●都市圏とのネットワーク強化<ul style="list-style-type: none">・都市圏の関係機関（地方自治体、民間企業、NPO など）と連携して、都市圏におけるニセコ町の認知度を高める。・東京都や東京 23 区との連携・東京ニセコ会との連携・札幌の関係機関との連携・北海道日本ハムファイターズとの交流【基本目標 3 参照】・地方創生コンシェルジュの積極的活用	・都市圏の関係機関との連携事業の件数：3 件（平成 27 年度～31 年度の合計）	・都市圏などの町外でニセコ町の認知度が向上する

<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生人材支援制度による派遣者の積極的活用 ・内閣府地方創生推進室への役場職員の派遣 		
<p>●ふるさとづくり寄付を介した交流人口の拡大 ニセコ町のまちづくりへの共感やふるさとへの想いを持つ方の地域づくりへの参加手法として寄付金による募金を行う。 企業版ふるさと納税制度が新たに創設された場合には、同制度とも連携した寄付スキームを検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとづくり寄付件数：120 件（平成 27 年度～31 年度の合計） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市圏などの町外でニセコ町の認知度が向上する ・自治創生の事業に必要な資金を町外から確保する方法が確立する
<p>●観光需要の受入体制の充実 急速に拡大するニセコエリアへの観光需要に対応できるよう着地サービスを充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニセコ観光圏を介した連携（デジタルサイネージなどによる観光情報発信など） ・重点道の駅「ニセコビュープラザ」の機能のさらなる充実 ・ニセコエリアの二次交通の確保 ・文化・芸術施設（有島記念館）の充実【基本目標 3 参照】 ・既存組織の補完による今後の観光振興を強力に推進する体制づくり（日本版 DMO）【基本目標 4 参照】 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光入込客数：205 万人（平成 31 年度） [北海道観光入込客数調査報告書] ・宿泊客延数：71 万人泊（平成 31 年度） [北海道観光入込客数調査報告書] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニセコ町に多くの観光客が訪れる
<p>●移住・定住対策 ニセコエリアへの移住・定住の P R を、都市圏におけるニセコ町への定住への本気度がより高いと見込まれる方に重点化して進める。 また、民泊に関する法整備などの動向を踏まえつつ、「ちょっと暮らし」の受け入れ先を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移住フェア訪問者などから地域金融機関への融資などの相談件数：5 件（平成 27 年度～31 	<ul style="list-style-type: none"> ・より本気度の高い人がニセコ町に定住して、まちづくりに貢献するようになる

<p>拡大し、地元町民と移住希望者の交流についても活発化していく。</p> <p>併せて、ニセコ町の地域課題の解決と定住人口の増加を図るため、地域おこし協力隊を受け入れ、総合戦略の推進の担い手としても貢献してもらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住フェア出展（特に創業や地域おこし協力隊の希望者向け） ・「ちょっと暮らし」の受け入れ先の拡大 ・地域おこし協力隊の受け入れ 	<p>年度までの合計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちょっと暮らしの延べ利用泊数：7,500 泊（平成 27 年度～31 年度の合計） 	
<p>●安全・安心な子どもの居場所の確保</p> <p>幼児センターやニセコこども館など、安全・安心な子どもの居場所を整備するとともに、地域ぐるみでそれらの担い手を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児センターの増築 ・ニセコこども館の新設 ・ニセコこども館での学童保育と放課後子ども教室の一体運営 ・学童保育の対象年齢拡大（小学 3 年生まで→小学 6 年生まで） ・地域ボランティアとの連携などによる担い手の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童数：0 人（平成 31 年度） ・子育て支援センター（おひさま）の利用者数：7,000 人（平成 31 年度） ・ニセコこども館の利用者数（学童保育）：60 人（平成 31 年度） ・ニセコこども館の利用者数（放課後子ども教室）：50 人（平成 31 年度） ・女性の労働力率：53%（平成 32 年度） 	<p>・ニセコ町の定住環境の質が高まり、ニセコライフが充実する</p>

	[国勢調査]	
<p>●ふれあいの場の確保</p> <p>町民や観光客が活用できるふれあいの場を確保して、町に関する情報共有を円滑にする。</p> <p>また、ニセコエリアの豊かな自然などの魅力を生かした結婚の出会いの場づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニセコ中央倉庫群（交流空間など） ・あそぶつく（交流イベントの開催など） ・有島記念館ブックカフェの併設【基本目標3参照】 ・ラジオニセコを介したつながり（ボランティアパーソナリティなど） ・綺羅乃湯（利用者同士のつながり） ・結婚の出会いの場づくり（ニセコアウトドア街コンなど） ・農家後継者のパートナー支援（グリーンパートナー推進協議会の活用による町内外の女性との交流会など）【基本目標1参照】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニセコ中央倉庫群の来訪者数：20,000人（平成31年度） ・あそぶつくの入館者数：毎年度46,000人 ・未婚率：22%以下（平成32年度）【国勢調査】 	<p>・ニセコ町の定住環境の質が高まり、ニセコライフが充実する</p>
<p>●地域の担い手の育成</p> <p>町外の研修などに参加して企画立案能力を培った町民自らが、町外の交流人口の拡大や定住環境の向上などやまちづくりの担い手となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニセコビジネススクール【基本目標1参照】 ・季節労働者向けの導入研修【基本目標1参照】 ・ビジネスセミナー【基本目標1参照】 ・国際交流員を介した文化交流（語学を含む）【基本目標3参照】 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりを考え行動する町民主体の団体の立ち上げ：1件（平成27年度～31年度の合計） ・役場職員研修受講延べ数：毎年度45件 	<p>・都市圏などの町外でのニセコ町の認知度や定住環境の向上に貢献する担い手が増える</p>

- | | | |
|---------------------------------------|--|--|
| ・まちづくりを考え行動する町民主体の団体の立ち上げ
・役場職員の研修 | | |
|---------------------------------------|--|--|

基本目標3：ニセコ町への誇りや愛着を持つ人材の育成

＜基本的方向＞

「ニセコスタイルの教育」、国際交流、スポーツ教育、文化・芸術施設などにより、ニセコ町への誇りや愛着を持つ人材の育成の強化に取り組み、ニセコ町出身者などを介してニセコ町の魅力を発信する。

＜数値目標＞

数値目標	基本目標が目指す姿
<ul style="list-style-type: none">・0歳～14歳の人口：640人（平成32年度）【国勢調査】・将来ニセコ町に戻りたいと考える中学生・高校生：希望を決めている生徒の50%（平成31年度）	<ul style="list-style-type: none">・ニセコ町への誇りや愛着を持った人材が育ち、U I Tターンを惹きつけるという好循環が生まれる・ニセコ町の人材の育成に魅力を感じて定住する子育て世代が増える

＜具体的施策＞

具体的施策	数値目標	施策が目指す姿
<ul style="list-style-type: none">●「ニセコスタイルの教育」の強化 幼小中高一貫教育及びコミュニティ・スクールを導入し、「ニセコスタイルの教育」をより強化する。<ul style="list-style-type: none">・幼小中高一貫教育・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	※小中一貫教育及びコミュニティ・スクールの導入（平成29年度予定）時点で改めて検討	・ニセコ町への誇りや愛着を持つ子どもが増える

<p>●北海道ニセコ高等学校の教育内容の充実</p> <p>ニセコ町立北海道ニセコ高等学校において、新しい時代を担う農業人と、農の心と自然環境を知る新しい観光産業人を育成するため、教育内容を充実させる。</p>	<p>※具体的施策の内容を精査した上で、今後の取り扱いを改めて検討 (平成 28 年度予定)</p>	<p>・ニセコ町への誇りや愛着を持つ子どもが増える</p>
<p>●国際交流の場づくり</p> <p>グローバル化が進んでいるニセコエリアの地域性などを生かして、外国の文化や語学に触れる場づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流員を介した文化交流（語学を含む） ・外国語指導助手（ALT）の導入による英語教育 ・インターナショナルスクールを介した国際交流 	<p>・国際交流イベント参加 人数：2,300 人（平成 27 年度～31 年度の合計）</p>	<p>・外国文化や語学への理解が進んでいる町民が増える</p>
<p>●スポーツ教育</p> <p>ウインタースポーツなど、ニセコの豊かな自然を生かしたスポーツ教育を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スキー授業のリフト料金の負担 ・子どものスキーリフト利用補助 ・スポーツ教室（アスリート訪問事業） ・北海道日本ハムファイターズとの交流（野球教室） 	<p>・スキーリフト券の販売枚数：前年度実績を上回る ・町民が参加できるスポーツイベントの開催回数： 毎年度 5 回 ・アスリートによるスポーツイベントの開催回数：15 回（平成 31 年度）</p>	<p>・スポーツに対する興味を持ち、スキルを習得した町民が増える</p>

<p>●文化・芸術施設（有島記念館）の充実</p> <p>ニセコ町の文化・芸術の要である有島記念館の魅力を高め、ニセコ町の文化的イメージを浸透させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有島武郎の人と作品を介した「相互扶助」思想の継承 ・有島記念館のイベント（展示、コンサートなど）の充実 ・有島記念館ブックカフェの併設 	<p>・有島記念館の入館者数：前年度実績を上回る</p>	<p>・ニセコ町の文化や芸術に興味を持っている町民が増える</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------	-----------------------------------

基本目標 4：ニセコ町とニセコエリアのブランド力を生かした連携強化

＜基本的方向＞

国内外へのニセコ町とニセコエリアの魅力の PR、交流人口の拡大など、ニセコエリア全体としてできることから取り組んで実績を蓄積することにより、ニセコエリアの連携を強化していく。

＜具体的施策＞

具体的施策	数値目標	施策が目指す姿
<p>●近隣自治体との連携施策の推進</p> <p>基本目標 1～3 に係る具体的施策について、後志総合振興局や近隣市町村と連携して取り組めるものは、ニセコエリア広域として連携して取り組む。</p> <p>・ビジネススキル・ノウハウの習得支援【基本目標 1 参照】</p> <p>・移住・定住フェア出展（特に創業や地域おこし協力隊の希望者向け）【基本目標 2 参照】</p> <p>・結婚の出会いのマッチング【基本目標 2 参照】 など</p>	<p>・近隣自治体との新たな連携事業の件数：5 件 (平成 27 年度～31 年度の合計)</p>	<p>・近隣自治体との連携実績が蓄積されることで、他自治体との新たな連携を積極的に考えられるようになる</p>
<p>●先駆的な連携施策の強化</p> <p>基本目標 1～3 に係る具体的施策について、官民協働、地域間連携、政策間連携などの先駆的な連携施策に取り組む。</p> <p>・季節雇用と担い手のマッチング【基本目標 1 参照】</p> <p>・都市圏とのネットワーク強化【基本目標 2 参照】</p>	<p>・先駆的な連携事業の件数：5 件（平成 27 年度～31 年度の合計）</p>	<p>・先駆的な連携事業を介して地域の担い手が確保され、積極的にまちづくりに関わるようになる</p>

- | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ニセコ観光圏を介した連携（デジタルサイネージなどによる観光情報発信など）【基本目標2参照】 ・ニセコエリアの二次交通の確保【基本目標2参照】 ・既存組織の補完による今後の観光振興を強力に推進する体制づくり（日本版 DMO
※）など | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|

※日本版 DMO (Destination Marketing／Management Organization)

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

別添資料

- 【別添 1】 ニセコ町民などとの意見交換経過
- 【別添 2】 ニセコ町議会との意見交換経過
- 【別添 3】 ニセコ町自治創生協議会 委員名簿
- 【別添 4】 ニセコ町自治創生協議会 オブザーバー
- 【別添 5】 ニセコ町自治創生協議会 開催経過
- 【別添 6】 ニセコ町自治創生推進本部会議 開催経過
- 【別添 7】 自治創生町民アンケート調査の概要

【別添 1】

ニセコ町民などとの意見交換経過

平成 27 年

- 6月 12 日 ニセコ町公友会総会
6月 30 日 まちづくり町民講座 「ニセコ町の自治創生の取組」
8月 4 日 ニセコ町自治創生協議会
8月・9月 自治創生町民アンケート（日本語：9月 9 日まで、英語：9月 18 日まで）
8月 27 日 ニセコ町幼児センター P T A 役員との意見交換会
8月 31 日 地方版総合戦略の策定に向けた意見交換会（後志総合振興局主催）
9月 24 日 まちづくり町民講座 「データで読み解くニセコの姿」
10月 2 日 まちづくり町民講座 「外国人と考えるニセコの姿」
10月 13 日 まちづくり町民講座 「里山資本主義による環境創造都市ニセコの実現」
10月 22 日 ニセコ町自治創生女子会
10月 28 日 ニセコ町自治創生協議会
11月 10 日 ニセコ中学校 2年生「総合的な学習の時間」（第 1 回）
（第 2 回：11月 12 日、第 3 回：11月 17 日）
11月 15 日 北海道ニセコ高等学校生徒の政策提案
11月 16 日 まちづくり町民講座 「みんなで描こうニセコの未来」
11月 17 日 まちづくり懇談会（～12月 9 日まで、計 12 回）
12月 4 日 ニセコ町自治創生協議会
12月 9 日 JA ようてい青年部ニセコ支部との意見交換会
12月 13 日 東京ニセコ会との意見交換会
12月 21 日 人口ビジョン・総合戦略骨子（案）の縦覧（意見募集）
意見募集の期間：平成 28 年 1 月 15 日まで
募集結果の公表：平成 28 年 2 月 29 日
12月 22 日 ニセコ町観光審議会
12月 24 日 ニセコ町環境審議会

平成 28 年

- 1月 25 日 まちづくりトーク
2月 26 日 ニセコ町自治創生協議会
2月 29 日 「ニセコ町自治創生総合戦略」（案）の縦覧（意見募集）
意見募集の期間：平成 28 年 3 月 11 日まで
募集結果の公表：平成 28 年 3 月 29 日

【別添 2】

ニセコ町議会との意見交換経過

平成 27 年

- 6月 22 日 政策案件等説明会
- 6月 24 日 定例会 一般質問「ニセコ町の地方創生について」
- 7月 22 日 総務常任委員会所管事務調査
- 9月 16 日 政策案件等説明会
- 12月 16 日 政策案件等説明会

平成 28 年

- 3月 9 日 政策案件等説明会

【別添3】

ニセコ町自治創生協議会 委員名簿

(五十音順)

	氏名	所属・役職	公募	町内
(座長)	青塚 和幸	北海信用金庫ニセコ支店 支店長		○
	井上 剛	ニセコ環境評価の会	○	○
	小野 剛良	ニセコ町地域活動支援センター N P O 法人ニセコ生活の家職員	○	○
	片山 健也	ニセコ町長		○
	木下 歩	学習交流センターあそぶつく勤務		○
	小磯 修二	北海道大学公共政策大学院特任教授		
	今野 一彦	株式会社スポーツビジネス研究所代表取締役	○	○
	下田 伸一	株式会社ポップ 北海道ライオンアドベンチャー ニセコ町教育委員、ニセコ町商工会理事	○	○
	高瀬 かおり	農業・ニセコビュープラザ直売会協同組合		○
	田邊 裕二	北海道ニセコ高等学校 校長		○
(副座長)	中村 圭太	スキー・スノーボードインストラクター	○	○
	本間 泰則	羊蹄グリーンビジネス株式会社 代表取締役		○
	八木 由紀子	株式会社えんれいしゃ 編集長		
	山田 英幸	北洋銀行倶知安支店 支店長		
	李 濟民	小樽商科大学教授・ビジネス創造センター長		
	渡邊 均	ニセコ町立ニセコ中学校 校長		○

【別添4】

ニセコ町自治創生協議会 オブザーバー

機関名
北海道後志総合振興局
小樽商科大学 ビジネス創造センター
有限責任監査法人トーマツ 札幌事務所
デロイトトーマツコンサルティング合同会社
株式会社日本政策投資銀行 北海道支店
ニセコ町地方創生コンシェルジュ 大村 卓（環境省）

【別添 5】

ニセコ町自治創生協議会 開催経過

回数	開催日	議事
第1回	平成 27 年 8月 4 日	(1) ニセコ町の自治創生の目的 (2) ニセコ町自治創生協議会の設置・運営方針 (3) ニセコ町の人口動態・経済分析 (4) ニセコ町の自治創生の方向性及び町民アンケート (5) 今後の協議会スケジュール
第2回	平成 27 年 10月 28 日	(1) 第1回協議会以降の取組状況（報告） (2) ニセコ町の自治創生の方向性 ・ニセコ町人口ビジョン骨子（素案） ・ニセコ町自治創生総合戦略の方向性（案） (3) 今後の協議会スケジュール
第3回	平成 27 年 12月 4 日	(1) 第2回協議会以降の取組状況（報告） (2) ニセコ町の自治創生の方向性 ・ニセコ町人口ビジョン骨子（素案） ・ニセコ町自治創生総合戦略骨子（素案） (3) 今後の協議会スケジュール
第4回	平成 28 年 2月 26 日	(1) 第3回協議会以降の取組状況（報告） (2) ニセコ町自治創生総合戦略（案） (3) 今後の自治創生の推進に向けて

【別添6】

ニセコ町自治創生推進本部会議 開催経過

回数	開催日	主な議事
第1回	平成27年 3月25日	● ニセコ町自治創生推進本部設置
第2回	平成27年 4月28日	● ニセコ町自治創生推進本部設置要綱の一部改定 ● ニセコ町自治創生推進本部プロジェクトチームの進め方
第3回	平成27年 6月25日	● ニセコ町自治創生協議会方針など
第4回	平成27年 7月28日	● 第1回ニセコ町自治創生協議会資料 ● ニセコ町自治創生推進本部会議コアメンバーの募集
第5回	平成27年 8月31日	● 「ニセコ町自治創生総合戦略」の基本目標の方向性 ● 町民意見の収集・反映方法
第6回	平成27年 10月20日	● 第2回ニセコ町自治創生協議会資料
第7回	平成27年 11月26日	● 第3回ニセコ町自治創生協議会資料
第8回	平成28年 1月28日	● 数値目標などの検討

【別添7】

自治創生町民アンケート調査の概要

調査対象者	15歳～49歳の町民男女全員（外国人※含む） ※平成27年7月末時点で住民基本台帳登録されていた者
調査方法	郵送法
実施時期	平成27年8月26日～9月9日（日本語） 平成27年9月4日～9月18日（英語）
調査票配布数	1,954件
有効回収件数	440件
有効回収率	22.5%